

令和8年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和8年3月5日（木曜日）

○議事日程

令和8年3月5日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	宮 元 照 美 君
3 番	重 田 直 輝 君	4 番	藤 本 真 未 君
5 番	松 村 学 君	6 番	田 中 健 次 君
7 番	河 村 孝 君	8 番	宇多村 史 朗 君
9 番	上 野 忠 彦 君	10 番	中 谷 哲 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	森 重 豊 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	山 田 耕 治 君
15 番	藤 村 こ ず え 君	16 番	梅 本 洋 平 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	生 野 美 輪 君
19 番	村 木 正 弘 君	20 番	上 田 和 夫 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	三 原 昭 治 君	24 番	原 田 典 子 君
25 番	安 村 政 治 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	池 田 豊 君	副 市 長	能 野 英 人 君
教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	糸 井 純 平 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文 化 ス ポ ー ツ 観 光 交 流 部 長	松 村 慎 吾 君	生 活 環 境 部 長	亀 井 幸 一 君
福 祉 部 長	藤 井 一 郎 君	保 健 こ ど も 部 長	石 丸 典 子 君
産 業 振 興 部 長	杉 江 純 一 君	土 木 都 市 建 設 部 長	藤 本 英 明 君
会 計 管 理 者	國 澤 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
監 査 委 員 事 務 局 長	原 田 一 幸 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君
消 防 長	山 崎 泰 介 君	教 育 部 長	高 橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 田 元 子 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前 10 時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。15番、藤村議員、16番、梅本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安村 政治君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、10番、中谷議員。

〔10番 中谷 哲君 登壇〕

○10番（中谷 哲君） おはようございます。会派「自由民主党」の中谷哲でございます。本日は、一般質問の1年生議員6人のメンバーで構成されております。一番爽やかと思われる中谷哲が、トップバッターとしてしっかりと先陣を切ってまいりたいと思っております。良回答をいただけるよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、私からは大きく2点質問させていただきます。

まず、防災対策についてでございます。

私は、本年1月、防府の安全・安心を守る一翼を担う消防団員として消防出初式に参列し、池田市長の式辞、そして来賓として御臨席された村岡知事の祝辞を拝聴し、防災対策の重要性がますます増していることを新春早々胸に刻みました。

本日は、私が市議会議員となって初めてとなる防災についての一般質問ということで、身の引き締まる思いでございます。

さて、近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、一昨年1月に石川県能登半島で大地震が発生し、復興を目指す中で、再び9月には集中豪雨に襲われ、二重の災害に見舞われました。また、昨年も7月にカムチャツカ半島沖で起きた地震により、太平洋沿岸の広い範囲に津波警報が出され、また、12月には青森県東方沖地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意報が初めて発表されました。そして、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されております。

昨年12月には、山口県の地震・津波防災対策検討委員会において新たな南海トラフ巨大地震の被害想定速報値が公表され、今月末には最終報告が取りまとめられる予定となっております。先週示された中間報告によりますと、防府市の死亡者数は51人とされており、全て津波を起因とするものでございます。

私は、先月11日に、アスピラートで開催された、県の検討委員会の会長であります山口大学の三浦名誉教授の講演を拝聴する機会を得ました。国が示したデータから予想すると、南海トラフで大きな地震が来るXデーはあと10年足らずでやってくる可能性があるとのことでした。三浦教授が強く訴えられた南海トラフ巨大地震による揺れや津波を正しく知って、山口県での死傷者ゼロを目指さなければならないとお言葉に、一人ひとりがそう遠くはないことをしっかりと認識し、南海トラフ巨大地震に備えなければならないと切実に思いました。

こうした中、令和8年度当初予算（案）の概要資料を見た際、総合計画の重点プロジェクト別の事業に先んじたトップに、防災都市の構築が掲げられていることにまさしく時宜を得ていると感じたところです。

その防災都市の構築への第一歩は、現在地での市役所の早期建て替えを公約に掲げられた池田市長の英断にあります。

旧庁舎は耐震性がなく、一たび大地震が起きれば、行政機能の麻痺は避けられなかったはずでした。新庁舎には災害発生時に直ちに対応できるよう、最新仕様の災害対策本部室が常設されており、本市の防災拠点として本当に心強い限りです。

そして、能登半島地震では、道路の寸断により救助活動や物資輸送等が妨げられたことから、強靱な道路ネットワークの構築が非常に重要であることを改めて認識させられまし

た。

こうした中、本日早朝、待望の国道2号富海区間の4車線が開通いたしました。ありがとうございます。西側の大道地区の拡幅についても既に設計が進められているとのことで伺っております。

災害時の緊急道路となる大動脈として山陽自動車道とのダブルネットワークを形成している国道2号が強固になるものは大変素晴らしいことです。そして、この大動脈に夏に開通予定の農道牟礼小野線、また県道防府環状線がつながり、さらに市道が補完することで、本市の道路網がさらに強靱なものになってまいります。

私は、国・県・市がこれほどまちづくりが進んでいるところはないと思っております。

そこで、第6次総合計画がスタートするに当たって、激甚化する災害に対する本市の防災対策について御所見をお伺いします。

○議長（安村 政治君） 10番、中谷議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 中谷議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

防災対策は行政の最大の責務です。私は、安全・安心を第一にしたまちづくりを総合計画の重点プロジェクトの一番に掲げ、防災対策に全力で取り組んできたところです。全国に先駆けた徹底した河川浚渫、ため池の改修等に加え、佐波川右岸の広域防災広場、公会堂北の防災広場の整備等、防災基盤づくりに力を入れてきました。

そして、昨年は、県の防府土木建築事務所や保健所、社会福祉協議会等も入った防災の拠点となる市役所新庁舎が完成いたしました。今後、警察署も敷地内に移転され、ここに一大防災・行政の拠点が形成されます。

議員御案内のとおり、南海トラフ巨大地震が近い将来必ず起きると言われる中、一昨年の能登半島地震以降、豊後水道や日向灘など、各地で大きな地震が発生しています。市民の皆様の地震、津波に対する関心が高まっている今、私はこれまで築いてきた防災基盤を土台に、災害死ゼロ、防災都市の構築を目指します。

新年度には、まちなかの避難所、災害ボランティアの活動拠点ともなる公会堂北の防災広場に防災倉庫等を整備いたします。

そして、広域防災広場は、東側の造成に続き、新年度には西側の造成も完了させます。移転・建て替えが進められる県内唯一の基幹災害拠点病院、県立総合医療センターと一体となった山口県の医療・防災の拠点が形となって見えてまいります。広域防災広場には拠点にふさわしい防災倉庫等を整備することといたしております。

また、避難所環境の整備が急務と考え、避難所ともなる全ての小・中学校の体育館に

2年間でエアコンを整備することとし、新年度は全小学校17校に設置いたします。

さらに、障害福祉施設、愛光園、大平園、なかよし園の災害対応も踏まえた建て替えも進めてまいります。

そして、これら拠点間の連携を図るため、国道2号の拡幅、県による農道牟礼小野線、防府環状線等の整備と一体となって、防府北基地東道路、華城小学校周辺道路等の道路網整備を進め、強固な防災ネットワークを構築してまいります。

こうした中、先月には佐波川の流域治水の実効性を高める国の特定都市河川の指定手続が開始されました。指定により、佐波川の治水対策がさらに促進されるものと期待しています。

一方、こうした防災基盤の整備と同時に、災害への対応力も強化してまいります。

県が新たに示された南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、郵便ポスト等への津波浸水深の表示、津波災害警戒区域内の市民への防災ラジオの配備の徹底や備蓄物資の拡充等に取り組んでまいります。

また、要配慮者への対応として、円滑に避難するための避難計画の作成を急ぐとともに、新年度からは地震による家屋の倒壊から命を守るため、耐震シェルターや防災ベッドの設置への支援も行います。

そして、大規模災害時には初動72時間の対応が何より重要です。このため、秋に、南海トラフ巨大地震、津波を想定した市内全域を対象に、初めてとなる3日連続の市民総合防災訓練を実施いたします。訓練は2時間をリードタイムとする津波からの避難、給電可能な公用車も活用した停電時の避難場所開設訓練、ドローンによる情報収集や支援物資の輸送訓練など、国・県・防災士等連絡協議会等の関係機関と一体となって、実践的な訓練としたいと考えております。

いつ起きるか分からない災害から市民の皆様の安全で安心な暮らしを守り抜く、災害死ゼロ、防災都市ほうふを目指してまいります。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 10番、中谷議員。

○10番（中谷 哲君） 池田市長、すばらしい御答弁ありがとうございました。

私は、先週の市議会定例会において、池田市長が、我々自民党をはじめ、18人という多くの市議会議員からの要請を受け、三選目を目指し、市長選への出馬意向を表明していただいたことに心からうれしく思っている次第でございます。要請に行かせていただいた際の池田市長の涙を私は忘れることはないでしょう。

そうした決意の中で、新庁舎の建設という半世紀に一度の一大事業の完了にとどまらず、

第6次総合計画の推進に向け、防災対策についての市長の並々ならぬ覚悟をお聞きしました。県立総合医療センターが隣接地に移転・建て替えされる広域防災広場が形となって見えてくるとのことでした。

総合医療センターは、第三次救急医療機関として、24時間365日体制で高度な医療を提供され、また、新型コロナの対応では多数の患者を受け入れられるなど、山口県全体の医療を支える中核的な基幹病院でございます。患者の約7割が防府市民と伺っており、20ヘクタールにも及ぶ防災・医療の一大拠点が完成すれば、防府の大きな財産になると確信しております。

そして、私が昨年9月の市議会で一般質問をさせていただいた全ての小学校、中学校への体育館のエアコン設置、これを令和8年度、令和9年度と2年間で集中的に実施していただくなど、第6次総合計画においても、安全・安心を支える大きなプロジェクトを前に進めていくとの力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

また、新年度には、全国初といっても過言ではない、3日間連続の市民総合防災訓練を実施されるとのことでした。私も消防団員として、市議会議員として、大道地区の皆様とともに積極的に参加してまいりたいと思っております。

池田市長のスピード感と推進力で全国のモデルとなるような防災都市が構築されることを願ってやみません。私も防府の安全・安心の一助となるよう力を尽くしてまいります。

以上で、この項を閉じさせていただきます。

続きまして、2項目め、空き家の利活用促進についてでございます。

皆さん御承知のとおり、現在、全国で空き家が増え続けております。令和5年の住宅・土地統計調査では、その数は約900万戸に達したとされています。

空き家は、適切に管理されなければ、防犯面・衛生面での不安を生みます。屋根の飛散や倒壊、火災の危険、景観の悪化など、地域に住む皆さんの安全・安心を脅かす存在にもなります。これは決して人ごとではございません。本市においても確実に進行している課題であります。

令和5年には空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。今回の改正は、状態が悪化してから対応するのではなく悪化する前に動くこと、そして、空き家を地域の資源として生かしていくことへと大きく方向を示したものでございます。

本市も解体補助や空き家バンク、リフォーム補助など、取組を進めてこられました。しかし、私は現場の声を聞く中で、もう一段、もう一步踏み込む必要があるのではないかと感じております。

相続された方からは、こうした声を多く聞きます。売りたい気持ちはある。でも、どこに相談すればいいのかわからない。手続きが難しそうで不安だ。つまり、意思はあるんです。しかし、一歩が踏み出せない。

本市の空き家バンクでは、登録する前に宅建業者との契約が要件となっております。契約トラブル防止の観点から専門家が関わることは理解できております。ただ、その一方で、どの業者に相談すればいいのかわからない、その段階で止まってしまう方がいるのも事実ではないでしょうか。

私は、これからの空き家対策は、売却したいという意思をもっと簡単に表明できる仕組み、ワンストップで相談できる体制、行政が最初の伴走者になる仕組み、こうした最初の一歩を支える仕組みづくりが重要だと考えております。

令和8年度予算（案）には、空き家の適正管理や除却、利活用の促進と記されております。また、令和8年度からは、第6次防府市総合計画、第3次防府市空き家等対策計画がスタートすると聞いております。計画が動き出す今こそ、市民が動きやすい仕組みへと一歩踏み出すときではないでしょうか。

そこで、本市の空き家の利活用促進についてどのように進められているのかお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 中谷議員の空き家の利活用促進についての御質問にお答えいたします。

空き家は、地震をはじめとする災害によって倒壊した場合、道路を塞いで住民の避難経路を妨げるだけでなく、緊急車両の通行を阻害するほか、火災の発生源となるなど、被害を拡大させることにつながります。こうした観点からも、空き家の解体を促進するため、危険な状態の空き家だけでなく、本市独自の施策として、老朽化した空き家の解体費の補助を行っております。

一方、状態が良い空き家についてはリフォーム費用の補助を行い、利活用を促進しています。

また、空き家は狭隘道路周辺に多いことから、空き家と狭隘道路を一体的に解消する空き家対策防府モデル事業を実施してまいりました。この事業により2軒の空き家の解体と15.2メートルの狭隘道路を解消したことで、新たに13軒の敷地へ緊急車両がアクセスできるようになるなど、災害に強い居住環境の再生にもつながっております。

こうした様々な取組により、令和元年度と令和6年度の空き家実態調査を比較しますと、

防府駅を中心とした街なかの空き家は112軒から47軒に大幅に減少しております。

一方で、周辺地域を中心に空き家が増加したことから、空き家の総数は2,372軒から2,587軒へと増加しております。また、これら2,587軒の空き家のうち、所有者が判明した2,040軒を対象に、令和6年度及び令和7年度に意向調査を実施したところ、448軒の所有者から売却したいとの意向が示され、このうち257軒の所有者からは、市の窓口で空き家の情報を閲覧させることについて同意をされていらっしゃいます。

こうしたことから、令和8年度からスタートする第3次防府市空家等対策計画に合わせ、4月から、同意された空き家の一覧を窓口で閲覧できるよう現在準備を進めております。空き家の利活用に向け、本市と協定を締結している宅建協会、全日本不動産協会と連携し、空き家を新たな所有者へとつないでまいりたいと考えております。

こうした新しい取組が空き家の利活用を加速させ、空き家の解消につながるよう、毎月開催するルルサス文化センターでの空き家無料相談や、県との連携による空き家対策セミナー等で広く周知を図っていくこととしております。

空き家の解消は、防府のまちづくりにとって重要な課題です。引き続き空き家の解消に全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 10番、中谷議員。

○10番（中谷 哲君） 市長、御答弁ありがとうございます。

本市がこれまで解体補助やリフォーム支援、さらには空き家対策防府モデル事業に取り組まれ、一定の成果を上げてこられたことは高く評価いたします。特に、防府駅周辺の空き家が大きく減少したこと、また狭隘道路の解消により、災害に強い環境整備が進んだことは本市の先進的な取組であると感じております。

しかし、一方で、市全体の空き家の総数は増加しているのが現実でございます。

また、先ほどおっしゃいました意向調査により、448軒もの売却したいという意思が確認されたことは、私は非常に重い数字であると受け止めております。これは、言い換えれば、動きたいが動き切れていない、売りたいけれどどうしたらよいか分からない方がまだ多くおられるということではないでしょうか。

この4月から窓口閲覧を開始されるとのことですが、私も視察先等々で空き家マップなるものを数多く目にしました。非常によい取組ではないかなと思います。これが単なる情報公開にとどまらず、実際の成約、利活用につながる仕組みになることを強く望みます。そのためにも、高齢の所有者にも分かりやすい案内と丁寧なフォロー、若者、県外からのアプローチにも対応できるUJIターンにも対応できるデジタルを活用した窓口の整備、

これらをぜひ具体的に展開していただきたい、よろしくお願いいたします。

空き家対策は、単なる建物の問題ではございません。防災、福祉、地域活力、そしてまちの未来に直結する政策であります。市長からもよい御答弁をいただき、これから防府のまちづくり、空き家問題が前へ進み、より一層よいまちづくりが進んでいくのだと思っております。

第3次空き家等対策計画がスタートするこの節目を、計画策定の年ではなく、成果を出す年にしていただくことを強く強く要望いたしまして、この項を閉じさせていただき、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、10番、中谷議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、9番、上野議員。

〔9番 上野 忠彦君 登壇〕

○9番（上野 忠彦君） 会派「自由民主党」、上野忠彦です。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。5項目ございます。

まず1項目めですが、公民館の建替え促進についてです。

防府市の第6次総合計画の重点プロジェクトの第3施策、健やかな暮らしを支える福祉のまちづくりとして、令和8年度予算には、住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備を進めるため、中関・大道・華浦公民館整備事業が令和11年度から12年度の供用開始予定として、3館合わせて2億280万円が計上され、公民館3館の建て替えに関して、基本・実施設計、用地取得等や既設住宅の解体が予定をされています。

そして、5年後の令和13年度から始まる第7次総合計画の事業として、次の候補地にあります西浦公民館等については令和11年度から検討が開始され、令和13年度以降の建て替えが予定をされています。

しかしながら、この計画のままでは、次期候補地の建て替えが完了するには今後10年余の期間が必要となります。防府市防災マップ高潮編で予測されます想定規模の強力な台風によります高潮や、南海トラフ及び周防灘地震によります津波に対して、大きな被害が予測される地域の住民にとりましては、大きなリスクが長きにわたり続くこととなります。

公民館は、地域住民の生涯学習の場として、また、自治会活動の中心的役割を担う場として、重要な役割を担っています。さらには、防災における地域の避難場所として欠かせないことから、その役割はますます高まっていくことになると思います。

また、投票率向上のためにも、現在、全投票所34か所中、公民館が13か所利用されていますが、区域によっては近場の投票所として、さらに公民館を活用した増設が要望さ

れています。

以上のことから、公民館の建て替えが促進されますよう、より一層の御尽力をお願いしたいと思います。

そこで、市の今後の整備方針について御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上野議員の公民館の建替え促進についての御質問にお答えいたします。

私は、公民館が地域の生涯学習や交流、防災の拠点として重要な役割を担っていることから、将来にわたって市内全15か所の公民館を存続させ、地域の活力あふれるまちづくりの拠点としていきたいと考えております。

公民館の整備方針といたしましては、防災上の観点などから、危険な公民館につきましては安全な場所に移転・建て替えを行い、建築後相当の期間が経過し、老朽化が進む公民館につきましては、利用者の安全確保のための必要な修繕、改修を適切に行うとともに、公民館の建て替えを検討することとしております。

第5次総合計画におきましては、防災上の観点から移転・建て替えが必要であった小野公民館と牟礼公民館の2館の整備を行いました。このたびの第6次総合計画においては、市内で最も古く老朽化の著しい中関公民館に加え、交通安全上危険な場所にある大道公民館、華浦公民館を前倒しして整備することとし、厳しい財政状況ではありますが、この3館の整備を位置づけております。

また、第6次総合計画の中では、第7次総合計画において建て替える公民館を具体的に検討することとしており、対象といたしましては、建築後60年を目安としたいと考えております。ちなみに、第7次総合計画期間中に建築後60年を迎えるのは西浦公民館、新田公民館の2館となっております。

なお、公民館の移転・建て替えに当たっては、地元の皆様に建設場所について主体的な調整をしていただくこととなっております。

こうした中、第7次総合計画に新たな公民館の建て替えを位置づけるためにも、4月1日から組織体制を強化し、第6次総合計画に位置づけた3館の移転・建て替えが計画どおりにできますよう全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員。

○9番（上野 忠彦君） 御答弁ありがとうございました。

直近の選挙におきましては、県知事選挙と衆議院選挙が重なったことで話題性も多くありましたので、投票率は向上したものと思います。しかしながら、今後実施が予定されています選挙におきましては、投票率の低下に歯止めがかかることは難しいかと推測いたします。立会人の不足が主な理由として、投票所の増設が困難とも聞き及んでいますが、そこは担当部署の努力次第と考えます。

さて、本題に戻りますが、次期候補地の検討が開始される前から、地元自治会連合会において検討協議会を設置し、市役所担当部署に建て替え案としての基本構想を提示できれば、その後の基本・実施設計発注までの工程が短縮できるものと考えます。

それでは、次の質問に移ります。

2項目めですが、市管理の護岸施設の嵩上げ及び耐震補強についてです。

防府市の第6次総合計画の重点プロジェクトへの第1施策、安全・安心を第一にしたまちづくりとして、令和8年度予算には、安全・安心の基盤を構築するため、漁港・海岸施設整備事業として7,592万円が計上され、漁港施設の長寿命化や堤防の老朽化対策などの実施が予定されています。

また、令和8年度には、海岸保全施設の整備を目的として、県事業によります大浜海岸の実施設計が予定されているところでございます。これに先立ち、県事業においては、三田尻中関港の護岸施設を対象に、台風等によります波浪高を考慮して、CDL基本水準面プラス6.3メートルを計画断面とした既設護岸の天端のかさ上げ及び護岸の吸い出し防止を目的とした、既設護岸の前面にコンクリートによります打ち継ぎや護岸の安定のための基礎工が追加設置され、令和4年度に補強整備が完了しています。

しかしながら、市が管理する漁港施設の護岸につきましては、平成11年の越波を考慮して、平成25年度にCDLプラス6.1メートルとして整備が完了していることから、現況は向島とつながる錦橋を境に、南側の県管理護岸と北側の市管理護岸に20センチほどの乖離が生じています。防府市防災マップ高潮編で予測されます想定規模の強力な台風、例えば910ヘクトパスカルによります高潮や南海トラフ及び周防灘地震によります津波に対して、この差異は大きなリスクと感じますので、早期の対策が望まれます。

そして、山口県作成の高潮に関する浸水想定図では、中関や新田地域の沿岸におきまして、浸水深が3メートルから5メートルで72時間程度継続すると予測されております。

このような状況下において、海岸施設の整備は、県・市の区別なく、市内全体の課題として捉え、いま一度現況を把握していただき、護岸施設のかさ上げ及び耐震補強が促進されますよう、より一層の御尽力をお願いしたいと思います。

そこで、市の今後の整備方針について御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

〔産業振興部長 杉江 純一君 登壇〕

○産業振興部長（杉江 純一君） 上野議員の市管理の護岸施設の嵩上げ及び耐震補強についての御質問にお答えします。

議員御質問の新田地区の護岸につきましては、平成11年の台風18号で浸水被害を受けたことから、高潮対策として、市は昭和38年の設計基準により、護岸のかさ上げを実施しております。

一方、県は、平成14年6月に改正された設計基準により、護岸のかさ上げを実施されております。

議員御指摘の護岸の高さの違いにつきましては、この設計基準の違いによるものです。

近年、地球温暖化が進む中、日本の気候変動2025が公表され、今後の気候変動の将来予測が報告されました。現在、この気候変動による海水面の上昇に対応するため、全国的に海岸保全基本計画の見直しが行われているところです。

県においても、地球温暖化により2100年までに気温が2度上昇する想定で計算を行い、平均海面水位が約39センチ上昇すると予想されることから、今月中に山口県海岸保全基本計画を改定され、護岸の高さを上げるなどの新たな設計基準を示される予定です。

今後は、県も市もその基準に合わせて護岸をかさ上げしていくこととなります。県と連携を図りながら対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員。

○9番（上野 忠彦君） 御答弁どうもありがとうございました。

マスコミ報道によりますと、三浦房紀山口大学名誉教授を会長とする県地震・津波防災対策検討委員会の第7回会合が2月27日に開かれ、見直しを進めています。

南海トラフ地震による被害想定結果について、県による最終案が示されました。この報告によりますと、全ての堤防が機能すれば、県内で502人と想定されます死者数はゼロになるとしています。この指針に従えば、本市においての財政の選択と集中を進める施策は、おのずから判断されるものと考えます。

それでは、次の質問に移ります。

3項目めです。市街化調整区域の内水氾濫対策の促進についてです。

防府市の第6次総合計画の重点プロジェクトの第1施策、安全・安心を第一にしたまちづくりとして、令和8年度予算には、安全・安心の基盤を構築するため、雨水排水設備更新事業として1億6,250万円に加え上下水道局7,900万円が計上され、浸水被害

を防ぐため、耐震・耐津波診断を含めたポンプ場施設の改良・改修や更新が予定されています。

上下水道局から、令和8年3月に雨水管理総合計画及び内水浸水想定区域図が示される予定であり、さらに令和8年度にはこの結果を基にしたハザードマップが作成されると伺っております。

しかしながら、この計画は下水道計画区域を中心に検討されているため、市街化調整区域を対象とした雨水排水計画は、雨水管理総合計画が完了する令和37年度の後からと伺っております。

昨今の大雨による被害は、市内各地で床下浸水も含め、路上冠水など数多く発生しており、年々リスクが増加している状況です。被害が多発する理由の一つとしては、降雨強度や継続時間の影響だけでなく、宅地開発が促進される中、ますます農地などの地下ダムが減少し、その結果、降雨後に水路や河川に流入する到達時間が短縮し、排水量も増加しているものと推測されます。

このような状況下において、雨水排水は市街化区域か市街化調整区域かの区別なく、市内全体の課題として捉え、いま一度現況を把握していただき、市街化調整区域の内水氾濫対策が促進されますよう、より一層の御尽力をお願いしたいと思います。

そこで、市の今後の整備方針について御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上野議員の市街化調整区域の内水氾濫対策についての御質問にお答えします。

私は、市長就任以来、安全・安心を第一にしたまちづくりを最重要課題として掲げ、災害に強いまちづくりを全力で進めてまいりました。

お尋ねの市街化調整区域の内水氾濫対策としましては、河川の氾濫を防ぐことが何より重要だと考えております。このため、全国に先駆け、国・県・市が一体となって一級河川佐波川をはじめ、二級河川や準用河川、普通河川の浚渫を市街化区域、市街化調整区域を問わず、市内全域で徹底的にというか、可能な限り行ってまいりました。

平成30年から令和6年の7年間で約34万立方メートルの浚渫を行い、その効果もあり、昨年8月の2日間雨量で平成21年災害時を上回る310ミリの記録的な大雨となりましたが、河川氾濫による被害は発生しませんでした。

また、市内の沿岸部では、内水対策として排水機場が効果を発揮しております。

さらに、中関地区においては、防衛事業を活用して、幹線水路や排水機場の整備を行っ

ているところです。

こうした中、本市の最も重要な水害対策は、佐波川を氾濫させないことです。佐波川流域の治水対策は、国・県をはじめ、山口市・周南市とともに流域全体で取り組むことが必要です。そのため、昨年3月には、私が3市を代表いたしまして、整備局や国土交通省本省のほうへ流域治水の取組を促進する特定都市河川の早期指定を要望したところです。

そうした中、先月には佐波川の特定都市河川の指定に向けた手続が開始されました。特定都市河川に指定されれば、国の直轄事業において優先的に予算配分をされることから、中上流域の河川整備が加速し、市街化区域、市街化調整区域にかかわらず、防府市全体の安全度がさらに高まるものと考えております。

私は、この佐波川の特定都市河川の指定を一つの契機とし、改めて災害死ゼロに向け、国・県・関係機関と一体となって、安全・安心を支える防災都市の構築を目指し頑張っまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員。

○9番（上野 忠彦君） 御答弁をどうもありがとうございました。

下水道整備区域におきましては、雨水管理総合計画によりまして、今後30年間を通じて被害が大きい重点地区から順次段階的対策が進められます。

しかしながら、市街化調整区域においても、市街化区域と同様に内水氾濫が既に発生している状況にもかかわらず、市街化区域であります下水道整備区域の整備完了後に着手すると聞いております。なぜ段階的な対策さえ、今後30年間も検討されないのでしょうか。担当部署の責任感のなさとしか考えられません。

それでは、次の質問に移ります。第4項目です。

通学路の安全対策について質問いたします。防府市の第6次総合計画の重点プロジェクトの第2策、未来を拓くこどもの育成として、令和8年度予算にはこどもを守る安全・安心対策を推進するため、通学路安全対策事業として4,620万円が計上され、通学路等の安全確保を目的としたカラー舗装や側溝改修、路肩整備等の実施が予定されています。

しかしながら、例えば小学校校門前の開水路を暗渠にするためには、100メートル程度の事業延長で5,000万円程度が必要となります。

米の耕作者が不在となり用水路としての機能を終えた雨水排水が主な用途となった小河川を蓋掛けして歩道部を確保することは、こどもの水路への転落を防止し、通過車両との接触を防ぐことで、リスク回避の向上に有効です。また、これに併せて水路の断面を大きくすることで、雨水排水の機能強化も図ることが可能となり、地元住民にも恩恵がもたら

せることとなります。

したがって、この施策に合致し付加価値の高い事業と考えますので、国に倣い責任のある積極財政を上げ、今後子どもを守る安全・安心対策を強く豊かに推進していただきたいと思います。また、併せて小学校付近の通学路に関して、スクールゾーンや通学路注意の道路標示の設置を行い、市道の一部でありながら側溝蓋が整備されていないところもありますので、いま一度現況を把握していただき、通学路の安全確保に向け、より一層の御尽力をお願いしたいと思います。

そこで、市の今後の整備方針について御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上野議員の通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

第6次総合計画の初年度となる令和8年度当初予算は、年間総合予算として編成し、計画に掲げた施策については、積極的な予算として編成したものと考えております。

特に、道路・河川等のインフラ整備に係る予算につきましては、8年前と比較いたしますと、投資的経費につきましては3倍以上の96億円に、維持補修費につきましても約50%増の10億円を確保しているところでございます。必要な予算は計上することができたものと考えております。

それでは、議員御質問の通学路に対する市の今後の整備方針についてです。通学路につきましては、毎年学校関係者や公安委員会などと合同で通学路点検を実施しており、危険な箇所の状況把握に努めているところでございます。そうした中、道路の陥没等緊急を要するものにつきましては、早急に対応しております。

事業費が大きく、国の補助事業の対象となるものにつきましては、予算を確保した上で実施することを基本とし、必要に応じ応急措置を講じることとしております。また注意喚起の路面標示等の区画線の整備につきましては、パトロールなどで把握した箇所について遅くとも次年度までには復旧することとしており、早急な対応が必要なものについては年度内に実施するため、現在年2回の発注としております。新年度からはより迅速に対応できるよう、発注回数や発注方法を見直すこととしております。

こうした中、県におかれましても、新年度の維持管理予算が大幅に拡充されております。今後も県と連携を図りながら、県・市・関係機関が一体となって、通学路の安全対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 9 番、上野議員。

○9 番（上野 忠彦君） 前向きな御答弁をありがとうございます。事故リスクを考慮すると、なぜ、こどもたちが集中する学校付近の通学路を重点にした維持管理事業の予算が充実されないのでしょうか。

国・県からの補助金が少ないのであれば、その必要性を強く要望されることを望みます。

なお、川崎市の事例ですが、交通事故削減を目標に、ドライバーへ直接的に注意を促す「あっ！」と書かれたユニークな路面標示を設置することで、設置前5年間で16件の事故があった箇所が、設置後3年間で1件に激減し、大幅な事故減少効果を上げており、注意を引く効果が高い法定外の表示として注目をされています。

前例踏襲主義ではなく、まずはやってみる、失敗したら反省し、次の方策を考える官庁となることを期待しています。

それでは、最後の質問に移ります。5項目めですが、空き缶やたばこのポイ捨ての禁止の周知と犬・猫のふん対策の促進についてです。

防府市では平成13年12月に空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例が制定され、翌年の平成14年4月1日から施行されました。

この条例は、市、事業者、市内に居住する人に加え、通勤・通学する人も含めた市民等、そして土地の所有者などの関連する全ての人が一体となって、地域における環境美化を促進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的としています。

条例においては、市民等による空き缶等のポイ捨ての禁止、犬の飼い主による飼い犬のふんの公共の場所等への放置の禁止を定めており、市、市民等、そして犬の飼い主の責務を規定し、条例の目的である清潔で美しいまちづくりに資することとなっております。

しかしながら、私の毎朝の見守り活動では、道路上に空き缶やたばこのポイ捨て及び犬・猫のふんが多く散見され、市民の道德観の欠如にあきれるとともに、小学校の通学路でもあることから、こどもたちへの道德教育に悪影響も懸念されるようです。

そこでお伺いいたします。市として条例において禁止されているポイ捨てや犬のふんの公共の場所等への放置に対する市民等への周知についてどのように行っているのか、お伺いいたします。

また、犬と同様に飼い猫でない猫によりますふんの問題もありますが、令和8年度予算には、TNR活動の支援策として、飼い主のいない猫に施した不妊去勢手術費の一部助成、1件1万5,000円が市内の団体に対して500万円が計上され、また令和7年からふるさと納税制度も活用されるなど、猫の頭数減に取り組まれるなどをされておられます。

今後の対策の促進について、併せて御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

〔生活環境部長 亀井 幸一君 登壇〕

○生活環境部長（亀井 幸一君） 上野議員の空き缶やたばこのポイ捨て禁止の周知と犬・猫のふん対策の促進についての御質問にお答えします。

本市は空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例を掲げた地域における環境美化を促進し、清潔で美しいまちづくりを実現するため、地域の皆様と一緒に様々な活動に取り組んでいるところです。

昭和49年度からきれいな街・防府を合い言葉に、市民一斉清掃・佐波川一斉清掃を行い、市民参加による美しいまちづくりを長年行ってまいりました。また、地域では自治会による自主的な清掃活動が行われており、困難なところには、市ががんばる地域応援事業を創設し、地域の活動に対し支援をいたしております。

また、本市は不法投棄の禁止、犬のふんの持ち帰り、猫の室内飼育の看板を掲出し、違反指導を行うなど、様々な環境啓発活動を行い、緑化祭やエコまつりなど、イベント実施時には環境美化に関する展示等を行っております。このように地域と市が連携して活動することで、地域の美観だけでなく、市民の環境意識が近年大きく向上したと考えているところです。

こうした中で、本市は節電・ごみ源・エコ移動をスローガンに2050年カーボンニュートラルに挑戦しており、環境をよくするためにプラスチック資源の一括回収と防府ecoレジ袋を新年度に始めてまいります。

なお、議員御案内のTNR活動への助成により、野良猫が減少し、ふん尿被害の苦情が減るという効果が上がっております。市としましては、本事業を継続実施し苦情がゼロになることを目指してまいります。

本市のきれいで清潔なまちづくりは、市民お一人お一人のまちをきれいにしようという思いなくしては実現ができません。今後も市制施行100年を目指して地域の皆様、関係の皆様と一緒に、着実に環境啓発と環境美化に取り組んでまいります。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員。

○9番（上野 忠彦君） 前向きな御答弁をありがとうございました。執行部からは、市民の方一人ひとりの環境意識、モラルの向上を図るため啓発活動を丁寧にとり強く行っていくとのことでした。私といたしましても、地域を支える一員としてTNR活動の団体登録も自治会活動の一環として行い、TNR活動に取り組むことで、さらに環境の美化に取り組んでまいりますので、市におかれましても引き続き清潔で美しいまちづくりのため、市民の心に響く啓発活動に取り組んでいただくことをお願いいたします。

最後になりますが、3年功なき者は去れと、私は市役所入所時に、当時の水道事業管理者に叱咤され、その教えの下、今日に至っております。

公務員は市民の下僕であり、議員は市民の手足であります。市民の生活の向上のため同じベクトルの方向を持ち、日本一の地方都市を目指して、ますます住みよいまちとなりますように施策を進めていくことを望みます。

以上をもちまして、私の全ての質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、9番、上野議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、18番、生野議員。

〔18番 生野 美輪君 登壇〕

○18番（生野 美輪君） 「公明党」の生野美輪でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、こども家庭センターにおける子育て支援の充実についてです。本市ではほうふつ子応援パッケージとして、葉酸サプリ配布や旬の地元食材お届け、1歳6か月健診時の県産木材の積み木プレゼントなど、市独自の事業を含む、切れ目のない子育て支援を展開しています。

先日も、他市から娘さんが引っ越してきた方から、旬の地元食材お届けについて、お米が高騰していたときに、お米をもらえてとても助かったとのうれしいお言葉を頂きました。

また、今年度は新規事業として1歳児健診の無償実施も始まり、産後ケアやこども誰でも通園制度の拡充もされました。本市の産後ケア事業は、出産後おおむね1年未満の産婦さんと乳児をサポートする宿泊型、日帰り型がありましたが、今年度はさらに訪問型が新たにスタートいたしました。

しかし、防府市には助産院は1件しかなく、病院でのサポートは4か月の乳児までと聞いています。他市とも連携していますが、利用者が必要なときに、必要なサービスが利用できる状況なのか、上のお子様のお母さんも利用できるのかが心配されます。

産後間もないお母さんは、ホルモンのバランスの急激な変化や赤ちゃんへの授乳、夜泣きによる寝不足などで疲弊し、精神的にも不安定になりがちです。

生まれたばかりの赤ちゃんは、大体3時間おきに授乳が必要ですが、ときには1時間ぐらいで泣くこともあり、またおむつ交換や哺乳瓶の準備などを含めると、ほとんど眠れないこともあります。ほかにも、母乳をうまく飲めない、量が足りているか分からないなど、心配事は尽きません。

6か月になると離乳食が始まりますが、やっと授乳に慣れリズムができてきた頃に離乳

食が始まると、ペースが乱れてしまうこともあり、またせっかく作った離乳食も誰もがきちんと食べてくれるわけでもありません。第2子以降になれば、上のお子さんのお世話もあります。赤ちゃん返りをして、今までできたことができなくなったり、ストレスを抱え心身ともに疲れたお母さんが、こどもにひどく当たってしまい、こどもが寝た後に自己嫌悪に陥ってしまうというケースもあるそうです。

産後の自殺の原因は、子育ての悩みや鬱病が多いと伺っています。このような痛ましい事態を引き起こさないためにも、こどもの健やかな成長のためにも、育児に奮闘するお母さんに寄り沿った支援が大変重要であると思います。

また、こども誰でも通園制度は、特別な理由がなくても、お子さんを預けることができます。お母さん方が歯医者や美容院などの用事を済ませたり、リフレッシュにも役立っていると伺っています。防府市はモデル事業として、県内でも先駆けて1園で実施しましたが、今年度7園に拡充されましたことは大変喜ばしく思います。

また、近年家庭を取り巻く環境や悩みは多様化しており、個々のニーズに応じた寄り添い型の支援がますます重要になっています。こうした中、妊産婦、子育て世代、こどもへの支援窓口を一元化し、子育て支援に総合的に取り組むこども家庭センターが、昨年1月に華城にオープンしてから1年がたちました。

本センターは18歳までのこどもと子育てに関する総合相談窓口としての機能に加え、子育てに関する教室や講座による親子同士の交流促進、子育てに関する情報の発信を目的として設置されました。

そこで、産後ケアとこども誰でも通園制度、またこども家庭センターの現在の利用状況を踏まえ、さらなる支援の充実にどのように取り組まれるのかお伺いいたします。また、防府市は、ほうふっ子応援パッケージを中心に切れ目のない子育て支援を推進していますが、市内外の若い世代に子育てしやすいまち防府として選ばれるように、積極的な発信をしていく必要があると思いますが、重ねて御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 18番、生野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 私は、全てのこどもが元気に健やかに育ち、安心して子育てができるよう、妊娠前から子育てまで切れ目ない支援を行ってまいりました。こうした中、近年こどもに関する相談は多様化、複雑化し、養育に困難を抱える家庭も増加していることから、相談支援機能を強化するため、本庁舎と保健センターに分かれていた妊娠、子育てに関する窓口を一本化し、こども家庭センターを設置することとし、気軽に気兼ねなく相談できるよう、市の中心部であり交通の要衝である華城地区に開設いたしました。

こども家庭センターの開設以来、市内全域から多くの妊産婦や子育て世帯の方が利用され、保健師や社会福祉士等の専門職が一人ひとりに寄り添い、適切な支援を行ってまいりました。

利用された方からは、話を聞いてもらい気持ちが楽になった、自分の子育てに自信が持てたなどのお声を頂いており、所期の目的に沿った運営ができているものと考えております。

さらに現在は、こども家庭センターが親子にとってより身近な場所になるよう、センターの隣接地にインクルーシブ遊具や乳幼児が安心して遊べるエリアを設けた、ほうふっ子広場の整備を進めております。

この一帯には、小学校や公民館があるほか、今月には華城留守家庭児童学級の供用開始を予定していることから、子ども・子育ての一大拠点としてさらに充実が図られます。

私は第6次総合計画においても、未来を拓くこどもの育成を重点プロジェクトに掲げ、こどもが元気に健やかに育つよう、今後もこども・子育ての拠点であるこども家庭センターを中心に、ほうふっ子を全力で応援してまいります。

なお、個別の御質問につきましては、保健こども部長の方から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

〔保健こども部長 石丸 典子君 登壇〕

○保健こども部長（石丸 典子君） 私からは、産後ケア事業、こども誰でも通園制度及びこども家庭センターの利用状況を踏まえた今後の取組と、市内外への情報発信についてお答えいたします。

まず、初めに、産後ケア事業は精神的に不安定になりがちな産婦の産後鬱を予防するために、令和元年度から実施しており、利用件数は年々増加しております。今年度は多様なニーズに対応するため、従来の産科等における宿泊型、日帰り型に加え、御自宅へ助産師が訪問する訪問型を開始し、利用者からは大変喜ばれております。

さらに新年度は、県内宿泊施設を活用する産後ケア事業を県と協力して開始することとしています。また、こども誰でも通園制度は未就園児を対象とした事業で、保護者のリフレッシュやこども同士の触れ合いの機会をつくることを目的としたものであることから、令和6年度に県内トップを切って試行的に実施いたしました。利用者の方からは評判がよく、定期的に利用されている方もいらっしゃいます。現在は新年度からの本格実施に向け、円滑に事業が開始できるよう準備を進めております。

次に、こども家庭センターにつきましては、開設以来、相談支援機能、交流機能、情報

発信機能の充実に努めております。相談支援機能につきましては、保健師や助産師による相談に加え、新たに言語聴覚士などの専門職による相談会や女性の就職相談会などを開催し、相談機能の充実に努めております。

また、迅速な支援を行うには医療機関、学校等の関係機関との連携に加え、身近な地域の子育て支援団体との連携、そして子育て支援団体同士が顔の見える関係をつくることが重要です。このため新たに子育て支援団体のネットワークである、ほうふっ子だれでもリンクを立ち上げ、イベントや情報交換会などを実施しています。

さらに、こども自身からの相談も増えており、こどもたちにとって、こども家庭センターも安心して相談できる場所として定着するようしっかりと周知してまいります。

次に交流機能についてです。同じ月齢のこどもを持つ親と話がしたいという要望に応え、新年度は乳幼児相談会の対象月齢を細分化することとしております。

最後に、情報発信機能につきましては、こども家庭センターや子育て支援団体の情報を一元化し、子育て応援アプリの母子モにより周知するとともに、学校や医療機関等とも連携し、ポスターやチラシ等により幅広く周知してまいります。

また、首都圏での移住相談窓口であるふるさと回帰センターや移住フェアにおいて、防府市の子育て支援施策が充実していること、防府市は子育てしやすいまちであることを引き続きPRしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 18番、生野議員。

○18番（生野 美輪君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。産後ケア事業は年々利用者が増えており、利用者からも喜ばれているとの御回答でした。

こども誰でも通園制度は、こちらも評判よく定期的に活用されている方もいるとのことでした。

近年はおじいちゃん、おばあちゃん世代も仕事をしている方が多く、また諸事情で親を頼れない方もいます。少しの間でもこどもを見てもらえて、ほっと一息つく時間を持てたり、話を聞いてもらえる場所があるのは、お母さんたちにとっても安心感を与えてくれると思います。

産後ケア事業は大変必要とされている制度だと思いますので、利用状況を見つつ適切な拡充をお願いいたします。また制度を継続的にしっかり機能させるためには、助産院、病院、保育園、こども園など、支援してくださる方々の協力が不可欠です。支援する側へも必要な支援をよろしくをお願いいたします。

また、こども家庭センターは従来の相談に加え、言語聴覚士などの専門職による相談や、

女性の就職相談会の開催など、相談機能の充実がなされているとの御答弁がございました。女性の就職相談については、使用されている部屋を実際に見させていただいたことがございますが、ベビーベッドやこどもが遊べるマットがあったりと、こども連れでも安心して相談できる環境でした。働きたい方の就職につながることを期待しております。

また、学校や地域の子育て支援団体などとの連携や、子育て支援団体同士のネットワーク、ほうふっ子だれでもリンクの立ち上げでの情報交換なども、今後の支援の広がりに変期待しております。

さらには、新年度は同じ月齢の子を持つお母さんと話がしたいという声に応え、同じ月齢のお母さん同士の交流が持てるように、乳幼児相談会の対象年齢を細分化もされることで、お母さんの支援、お母さん同士の交流、支援団体の交流など、こども家庭センターを中心に様々な支援を進められていることにも感謝いたします。

もう一つ、こども家庭センターの支援の目的にこどもの相談があります。こどもの相談窓口は大変必要なことだと思っておりますが、私は、こどもが電話やセンターに直接訪れて相談するのは難しいのではないかと心配しておりました。こどもの相談件数とかはいかがなっているのでしょうか。

ここで再質問を1点だけさせていただきたいと思えます。こどもからの相談件数と、またどのような相談があったのか、話せる範囲で教えていただけたらと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

こども自身からの相談の状況でございますが、4件の相談をお受けしております。内容としましては、生活困窮や交友関係といったあたりです。なお、こどもからの電話をきっかけに保護者を含めた面談、そして支援につながったといったケースもございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 18番、生野議員。

○18番（生野 美輪君） 御答弁ありがとうございます。こどもからの相談が4件ということで、生活困窮や交友関係など、内容的にもいろいろな問題があると。まだまだ少ないかもしれませんが、これからますます周知をしっかりといただいて、お子様からの相談にも対応できるととてもありがたいなと思えます。

また、こどもからの相談ケースから解決のほうに向かう事例もあったということで、今後一層のこちらのこどもの支援に関しても推進していただけますようお願いいたします。

また、先ほど、こども家庭センター隣接地の広場についても、ほうふっ子広場として整

備され、インクルーシブ遊具の設置など乳幼児も安心して遊べるエリアができることと
こと、また留守家庭学級などもあり、子育て支援の中心として、ますますこども家庭セン
ターエリアのこどもを中心とした子育ての推進を期待するところです。

輝き！ほうふプランのほうっふ子広場の図を見ますと、日よけがついているようにも見
えますが、また夏の暑さ対策やトイレの環境の充実も重ねてお願いいたします。

私は、防府市の子育て支援は着実に進んできていると思っておりますので、PR方法も
いろいろ御紹介がありました。これからも内外にしっかりとPRし、多くの皆様に利用し
ていただき、また子育てしやすいまち防府として、若い人たちに選んでいただけるように
支援の歩みを止めることなく推進していただきますようお願いしまして、この質問を終わらせ
ていただきます。

続きまして、学校支援員の役割と教員の連携について質問いたします。

第3次防府市教育振興基本計画では、今後取り組むべき施策の柱に第2次から引き続き
誰一人取り残されることのない教育の推進を掲げています。基本施策の1つには特別支援
教育の充実があり、早期からの一貫した教育支援、特別支援教育の視点を取り入れた授業
づくりの推進、特別支援学級における教育の充実、校内支援体制の充実に主に取り組むこ
とになっています。

そのため、本市では小・中学校において特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒一人
ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、校内コーディネーターを位
置づけるとともに、通級指導教育の設置や学校支援員の配置により、個々の実態に応じた
指導を行う体制の整備を進めています。

しかし、近年特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒数が増加傾向にあり、特に通常
の学級における発達障害等の可能性のある児童・生徒へのきめ細やかな支援の充実がま
す求められています。

先日、学校支援員さんと話しする機会がございました。その方は小学校で支援員として
の児童との関わりに悩んでおられました。防府市の教育振興基本計画によると、学校支援
員の仕事は、小学校及び中学校において、担任や担当教員の指導の下で、特別な支援を必
要とする児童・生徒の生活支援を行うと記載されています。

また、私がインターネットで調べた学校支援員の求人の仕事内容のところには、教師の
指導の下、特別指導を要する児童の支援を行う。学習指導は行わないと記載されていま
した。学校指導員に求められているのは、生活支援や見守りだそうです。この支援の内容、
特別な支援の生活支援とはどの程度のものなのか、学校指導員に求められているのは、け
んかしたときなどの注意、また廊下を走ったときなどの注意はどこまでしていいのか、危

険との線引きはどこでなされるのか、どこまで手を貸したらいいのかなど、その時々で程度も異なり、始めは戸惑うことも多いようです。

もちろん学校指導員になるときには、研修が2回ほどあるそうですが、研修内容は発達障害、自閉症、アスペルガー症候群など学習障害、多動性障害などのような配慮が必要な児童の特性に関する知識が多いと伺っています。

学校支援員の方の関わりで、児童により変化があった好事例、またどのような関わり方がよいのかなどの事例があると参考になり、生徒と接しやすいとのお話がありました。

そこで、学校支援員の役割や教員との連携状況について及び支援の質を高める今後の取組について、本市の御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 生野議員の学校支援員の役割と教員との連携についての御質問にお答えします。

私は、学校支援員の職務は担任や担当教員の指導の下、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して生活支援を行う、学校にとって欠かせない存在であると認識しております。

学校支援員の支援内容は多岐にわたり、学習の場面では黒板の読み上げ、代筆、担任の指示の伝達、持ち物確認などを行います。低学年や特別支援学級など、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒には、食事や着替えの介助、実技教科での安全確保など、基本的な生活習慣の定着に向けた支援も担っております。

これらは児童・生徒の状況や実態に応じた支援であり、支援の内容や方法、タイミングも一人ひとり異なります。そのため、各学校では校内コーディネーターが中心となり、担任等と連携しながら、児童・生徒の支援方針を立て、それに沿って対応するよう、校内支援体制を整えております。

そして、教職員が情報共有した児童・生徒の状況や支援方法については、学校支援員とも共有し、よりよい支援となるよう共通理解を図っております。

毎日の学校生活においても、その日の状況や実態に応じた支援を行うためには、教員と学校支援員の連携、情報共有が不可欠であるため、休み時間等を活用して、随時打ち合わせを行いながら進めているところです。

そうした中、議員御指摘のとおり、感情のコントロールが難しく、安全面の配慮が必要な児童・生徒への支援は、負担も大きく対応が難しい場合があることも承知しております。そのため、今後も各学校の校内支援体制、相談体制が十分に機能するよう、学校への働き

かけを継続し、学校支援員が安心して職務に当たれる環境づくりに努めてまいります。

また、本市では毎年1学期と2学期のスタートに併せて、学校支援員を対象とした研修会を行い、児童・生徒との信頼関係の構築についての研修や特別支援教育への理解と、その支援方法についての研修などを実施しております。

今年度は新たに特別支援教育に精通している地域コーディネーターによる、学校支援員業務に関するQ&Aを作成するとともに、電話相談の随時受付を開始し、学校支援員に対するサポート体制を強化してまいりました。

今後も事例検討や成功例の共有など、より実践的な研修内容の充実に向けた取組を進めてまいります。

学校支援員が特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に寄り添うことで、安心して学校生活を送ることにつながっております。

教育委員会といたしましては、引き続き、教員と学校支援員が連携、相談できる体制の強化と研修内容の充実を図ることにより、児童・生徒への支援の質が高められるよう取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 18番、生野議員。

○18番（生野 美輪君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。お忙しい時間の中、教員の方と連携して、いろいろな対策を練られているということが分かり、安心いたしました。

学校支援員さんの役割は多岐にわたっており、また個々の人によって対応することが違いますので、いろいろな対策を練られているかとは思いますが、今後とも丁寧な御支援をよろしくお願いいたします。

いよいよ5歳児健診が令和8年度当初予算の概要で、令和9年度実施に向け体制整備が整えられるとあり、大変うれしく思っております。

けれども、本格実施をされますと、特別な支援を要する児童はますます増加することが予想されます。それに伴い、学校支援員の役割は、これまで以上に重要になると思われま。支援の質を高めるためには、学校支援員の方々が安心して長く勤務し、経験を積み重ねていける環境づくりが不可欠です。

ただいま新たにいろいろな研修のほかに、精通しているコーディネーターさんをもとにQ&Aを作成したり、また電話の相談の受付などもされているということで、これからは支援員さんをしっかりサポートして、悩みを抱えたときに、すぐに適切な対応策が見いだせる仕組みをつくっていただけたらと思います。

支援員の方々が関わって、こどもたちの成長が見られたり、また楽しく学校生活を送る様子が見られたりすると、学校支援員さんのやりがいもまた感じられるようになると思います。これからも今後とも学校支援員さんの適正な人数配置と、御支援をよろしく願いいたします。

今回、第6次総合計画には、こどもの健やかな成長のための切れ目のない支援を行いますとあります。今回、私は防府市の子育て支援、大変進んできておると認識しております。大変喜ばしいことではありますが、私は、子育て支援がきちっと皆さんに活用されているのか、また支援を行う側のフォローができているのかということを確認いたしたくて質問させていただきました。

様々な課題に対して、適切な対応を順次取ろうとされている執行部の皆様に大変感謝しております。今後とも、こども家庭センターを中心とした妊娠期から出産、子育て、また18歳のこどもまで、そして学校での個人の特性に応じた支援まで、誰も取り残さない子育て支援を今後とも進めていただきますようお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、18番、生野議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、4番、藤本議員。

〔4番 藤本 真未君 登壇〕

○4番（藤本 真未君） 「未来防府」、藤本真未です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

市議会議員となって以来、これまで何度も取り上げてまいりましたが、5月より送迎バスの運行がされるということで、本日も希望を込めて地域クラブについて質問をいたします。未来の防府を担うこどもたちのために真摯な御答弁よろしく願いいたします。

国が示した部活動改革の方針では、令和8年度から令和13年度までの6年間で改革実行期間とし、休日は原則地域展開、平日は段階的に地域へ移行することとされています。

本市においては、現在、陸上競技のみが移行できていない状況でしたが、今月末で陸上競技についても移行が完了する予定となっており、4月から全てが地域クラブとして活動を開始し、移行が完了する見込みとなっています。

さらに、4月からは新たに陸上、フットサル、ドッジボール、タグラグビーの4種目と、男子バスケットボールが加わり、5クラブが立ち上がる予定とも伺っております。日々クラブの立ち上げに御尽力いただいております市職員の皆様、そしてこどもたちの指導に携わっていただいている指導者の皆様には、心より敬意と感謝を申し上げます。

そのような中、いよいよ5月から地域クラブ活動の送迎バスの運行が開始されます。一人でも多くの子どもたちが参加できるよう、試行錯誤しながら準備を進められていることは承知しておりますが、運用開始を前に幾つか確認の意味も込めて質問をいたします。

1つ目に、5月から開始予定の送迎バスの運行に向け、昨年度末、現中学1、2年生を対象として希望調査のアンケートが実施されています。そのアンケート実施時の対象者数、回答者数、利用希望者数についてお伺いいたします。

2つ目に、公共交通機関、バス、鉄道の利用に対する支援が継続される中で、送迎バスのルートが公共交通機関のある地域からスタートすることについて、二重支援になるのではないかという声も届いております。それよりも南から北方面、東から西、西から東など、移動も検討してほしいかという声もあります。バスのルートはどのような基準、経過で決定されたのかお伺いいたします。

3つ目に、申込状況に応じた運用ルートの見直しや、空き時間の活用による運用についても検討が進められるとのことですが、現段階において、空き時間の活用による運行をどのように考えられているのか、また、申込期間が3月の2日から3月の26日まで、運行開始が5月というおよそ1か月のこの短期間の中で、どの程度の見直しを想定しているのか教えてください。

また、乗車希望のない学校があった場合、ルートの廃止や再編を行うのか、5月の運行開始後、どのようなスパンで見直しを行う予定なのかお伺いいたします。

4つ目に、導入予定の連絡用システム及び通知システムの内容と運用方法についてお伺いいたします。

以上、4点よろしくお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

〔教育部長 高橋 光男君 登壇〕

○教育部長（高橋 光男君） 藤本議員の地域クラブ活動、送迎バスの運行についての4点の御質問にお答えします。

まず、1点目の送迎バス利用のアンケート実施時の回答者数及び申請者数についてお答えします。

昨年12月、地域クラブに参加している中学1、2年生を対象として実施したアンケートでは、対象者数941名に対し445名から回答をもらいました。そのうち送迎バスの利用を希望する生徒は136名となっております。

次に、2点目の送迎バスの運行ルートはどのような基準、経過で決定されたのかについてお答えします。

運行ルートの基本的な考え方としては、地域クラブの活動場所が市内中心部に多いことから、移動距離の長い大道、小野、富海からの経路を基本として検討を進めました。3台のバスは各中学校の終業時刻を基準に出発し、市内中心部へ向かう途中で位置する学校を経由することとしております。

また、運行ルートにつきましては、各学校間の移動時間や安全面、道路状況等を考慮し、効率的な運行ができるよう調整した後、地域クラブからの意見やアンケート結果を参考にして策定しております。

しかしながら、実際に運行を開始した場合には、新たに様々な課題も生じるものと考えております。それらの課題につきましては、運行状況を踏まえながら、必要な改善を行ってまいります。

次に、3点目の申込状況に応じた運行ルートの見直しや空き時間の活用について、現状どのように考えているかについてです。

運行ルートの見直しにつきましては、申込状況や各クラブの活動時間等を踏まえ、まずは安定的な運行の確保を最優先として調整を行ってまいります。その後は、毎年度の申込状況に基づき、コースの見直しや調整を行うことを考えております。また、空き時間につきましては、野島小・中学校の送迎や不測の事態が発生した場合への対応を想定しております。

次に、4点目の導入予定の連絡用システム等の内容と運用方法についてです。現在、運転手が生徒の乗降状況を確実に把握するとともに、保護者がリアルタイムで状況を確認できるシステムの導入を検討しております。具体的にはバスを利用する生徒に対し利用証を配付し、乗車時にバスに設置する端末へ提示することで、運転手と保護者が生徒の乗降を確認できる仕組みを想定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 御答弁ありがとうございます。1つずつ再質問のほうさせていただきます。

昨年末、現1、2年生に対して実施されたアンケート結果についてですが、対象941人に対し回答者数445人、利用希望者が136人という結果でした。

一方で、令和5年度、部活動加入者が1年生から3年生2,892人中2,501人、加入率86.5%に対し、令和7年12月の調査では地域クラブ加入者と移行していない陸上競技の部員を含めた1年生から2年生1,848人中941人、加入率が50.9%となっています。

民間クラブに所属している生徒がいることは承知していますが、約30%減少している現状状況について、市としてどのように捉えられているのかお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

地域クラブの加入状況につきましては、部活動から地域クラブへの移行過程にあることや、活動形態の変化などが影響しているものと考えております。市といたしましては、生徒一人ひとりのニーズを踏まえ、競技種目の多様化やクラブ数の拡充に努めているところです。

来年度は、先ほど議員からも御案内がありましたとおり、これまで部活動になかった種目も新たに加わる予定としており、今後も生徒の多様なニーズに応える体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） ありがとうございます。令和5年度に市立中学校における学校部活動一覧に各部ごとの数字が出ておりましたが、現在不足しているクラブはまだあるのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

部活動があつて、現在地域クラブにないものという御質問と思います。文化活動などで、もともとあつたものについて、過去独自のクラブなどがございましたが、そういうものは移行していないものもあると認識しております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 今年4月から5クラブ増えるということなんですが、それとは別に、今までの調査結果的に足りないというのがあつて、まだ来年度以降は募集していくという予定があるのかという御質問だったんですが、お願いします。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

以前行った生徒たちへのアンケートからは、やってみたい活動など、いろいろお聞きしているところでございます。それを全て4月からスタートする地域クラブにあるわけではございませんので、先ほども御答弁いたしました、今後も生徒のニーズに応じて、そういう多様なニーズに応えられるよう、いろんな種目やクラブ数の拡充などに努めていきたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 質問のほうを変えさせていただきます。ちょっとまた聞きに行かせていただきます。

次に年末のアンケートの結果について伺います。29人乗りのバス3台に対し136名の利用希望者が出ているという現状になっています。また今3月2日から申込みが始まっていますが、この現段階で、136名の利用希望が出ている段階で、送迎ルートが示されており、希望ルートがないことから、自分は対象ではないと判断し、回答されなかった御家庭の声も私のほうに届いています。現時点でのアンケート結果だけでも、49名が乗車できない可能性があるということになりますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

運行ルートの基本的な考え方としては、先ほど御答弁いたしましたとおり、移動距離の長い大道、小野、富海からの経路を基本として設定をしているところでございます。

各クラブの立ち上げに当たりましては、市内の各地域に北側、東側、西側にそれぞれクラブが立ち上がるように努めてきたところでございます。その運行ルートがないところにつきましても、その近くのクラブ等を検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 分かりました。では優先順位というのが、遠いところから優先とされていて、乗れない子は近くのクラブを検討してほしいというお答えだったと思うんですが、よろしかったでしょうか。

じゃあ次の質問に入らせていただきます。運行状況の公開について伺います。

2月2日頃に市のホームページに掲載されていましたが最初の時刻表では、土日もルートが組まれておりました。しかし、その後一旦取り消され、2月20日に再度提出された際には、土曜日午前中のみ運行となっています。この変更の理由について教えてください。

また、2月20日更新のホームページでは、土曜日午前中のみ運行と各コースで示されていますが、2月18日頃に教育委員会から配布されたチラシでは、大道コースのみ午前中運行となっております。どの情報が正しくて、どういうふうにかような現象が起こっているのかというのを教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

保護者の方々に対しましては、2月の初旬に、まず5月にバス運行を開始しますということで想定される時刻表で周知をし、その中において、2月下旬にまた募集について御案内しますとしていたところでございます。2月下旬に再度周知をいたしまして、その中では、現在の時刻表でお示しをしているところでございます。

土日につきましては、遠方からの利用の希望がなかったことと、人数も少なかったことから、現在の案には入れておりません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） それでは、今の一番新しい紙というのは、土曜日の大道の午前中運行のみが残っている紙が新しいということで合ってますか。それともホームページに載っている時刻表が新しいもの。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

2月下旬に保護者にお配りしたものと、現在ホームページで募集をしておりますが、そこに載っているのは同じものだと認識しております。この今ホームページにあるものが最終で、現在の案でございます。また今後の募集状況に応じてまた検討してまいります。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 何度も私も確認をしているので、昨日の時点では、配布された資料とホームページのものというのは違ったので、ちょっとそこの辺を確認のほうをお願いいたします。

公開される情報が異なると、やっぱり市民に対して混乱を招くと考えております。ホームページやチラシで公開する際には、担当課で十分に整理した上で、発信する必要があると考えますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。また学校の敷地内にバスが入ることによっての施設の破損や溝などの安全面、そしてほかの生徒などの安全確保について懸念の声がありますが、安全対策についてのお考えはありますでしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 地域クラブ活動、またバスによる送迎については生徒の安全・安心が第一だと考えております。そのため、運転手は市の職員が行うこととしておりますし、運行には万全の注意をして行ってまいります。

また、万一学校施設等に何かありましたときには、教育委員会のほうで速やかに対応いたします。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 分かりました。ありがとうございます。

最後に、国が示している部活動改革の理念には、地域の子どもたちは学校を含めた地域全体で育てていくという考え方があります。急激な少子化が進む中で、子どもたちが将来にわたり、スポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、体験格差を生まない環境を整えること、そして学校部活動がこれまで担ってきた意義を継承しながら、地域クラブという新たな形でその価値を発展させていくことが求められています。

そこで最後にちょっと質問をさせてください。教育長の考える地域全体で、地域の子どもたちは、学校を含めた地域全体で育てていくといったことを、子育て世代の方に分かりやすい、どういった関わりが地域クラブに地域全体で関わるということがあるのかなというのを、お伺いしたいんですが、この理念についてどういった捉え方をされているかということをお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 地域のこどもは地域で育てる、その言葉のとおりでございます。

○議長（安村 政治君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） ありがとうございます。ちょっと質問が難しかったです。

地域クラブは、子どもたちが仲間と出会い努力し喜びや挑戦をする力を育む、そして子どもたちの心や、生きていく力を育てる大切な場であると考えています。子どもたちのやりたいことに、環境や経済的な理由で諦めることのない社会であってほしいと強く願っています。

そのためにも、指導者への支援、遠征費の負担軽減、安全な活動環境の整備など、地域クラブを支える仕組みについては今後もしっかり意見を収集し、防府市とも先進的な視点を持ち、必要な予算措置を積極的に検討していただきたいと考えております。

前回の質問でもさせていただきましたが、バスルートが出て、日曜日が空いた今、以前ご紹介した事例もありますので、どうかスクールバスを貸出しできるように、検討のほうを要望したいと思います。

文科省で取組事例集の中にあります岐阜県郡上市、そして香川県東かがわ市の中では、原則として対外試合にもスクールバスを利用する、主催する大会へ出場する際、スクール

バスを無料で借用するといったものがありますので、やはりどうにかすればできるんじゃないかといった声も届いておりますので、検討のほうを要望して終わりたいと思います。

地域のこどもは地域で育てるという理念の下、全てのこどもが夢に挑戦できる環境を地域全体で支える防府市であり続けることを、子育て世代の一人として心から期待し、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安村 政治君） ここで昼食のため午後1時まで休憩したいと思います。

午後からは、藤本議員の2項目めから始めたいと思います。お疲れさまでした。

午前11時51分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（宇多村史朗君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

4番、藤本議員の2項目めの質問から再開いたします。4番、藤本議員。

〔4番 藤本 真未君 登壇〕

○4番（藤本 真未君） 午前中のほうは熱意が入りすぎてきていて、注意をしようと思ったと、先輩議員の方に言われましたので、市に対する思いは熱いということで酌み取っていただいて、にこやかにやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2項目めに入らせていただきます。

市の公式LINE及び市ホームページの利便性向上、情報発信の在り方についてお伺いします。

私は昨年9月議会においても同趣旨の質問をいたしました。その後、本市では令和7年10月公式LINEのリッチメニューを導入、そして12月ホームページトップページのリニューアルが行われ、改善に向けた取組が進められていることは評価しております。

しかしながら、利用者目線で見ると、情報にたどり着きにくい、必要な情報が見つげらいと感じる場面も多々あり、改善の余地が残っていると考えています。

現在の課題として、次の点があると考えます。現場レベルでは改善を重ねているものの変更点が市民に十分伝わっていない。窓口に行けばチラシで受け取れる情報も、ホームページでは、文字情報が中心でビジュアル資料が少なく視認性が低い。制度変更があってもページに反映されていない、あるいは検索で見つけにくい。各課が更新しているものの掲載ルールや更新ルールの統一が十分ではない。

市と県が連携する事業において、公表時期のずれが生じ、市民に混乱が起きている。新

着情報が重要であるにもかかわらず、整理が十分とは言えず、ページ自体は更新されているのに、新着情報に反映されないことがある。

このような状況ではせつかく制度を改善しても、市民が知らないままになり、本来届くべき支援が届かないことにもつながりかねません。

そこでお伺いたします。ホームページの更新、新着情報の反映、掲載ルールについて、市として統一した運用方針やチェック体制はあるのか。また今後どのように改善していく必要があるのか、あると考えているのかということ、市としての方針を伺います。

そして、LINEについてもお伺いたします。LINEは人口の96%が利用されている生活インフラとなっています。

手軽に届くことが最大の強みであり、子育て世代を含め市民にとって重要な情報ツールになり得ます。

一方で、現状は次のような課題を感じています。文字中心の配信が多く、結果としてスルーされやすい。登録者数を増やすための動線が十分とはいえない。欲しい情報を選択できる仕組みは整ったもののカテゴリーが6項目のみで、細分化が十分ではない。

また、直近の事例として空家セミナーの情報発信では、訂正が複数回入り、結果として同じ情報が3回配信されました。公式アカウントである以上、市民の信頼に関わる問題だと感じています。誤配信や訂正が続けば、通知自体を見なくなることにもつながりかねません。

公式LINEの配信はどの部署が、どのような手順と確認体制で行っているのか、また誤配信や訂正を減らすために、今後どのように運用を改善していくのか。

以上を踏まえ、市公式LINE及びホームページについて、情報発信の在り方と利便性向上に向けた今後の改善方針をどのように考えているのか、市民が必要な情報に確実にたどりつける仕組みについて、本市の考えをお伺いたします。よろしくお伺いたします。

○副議長（宇多村史朗君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤本議員のLINE及びホームページの利便性向上についての御質問のうち、私からは情報発信に関する基本的な考え方についてお答えさせていただきます。

情報発信の媒体は、時代の流れで目まぐるしく変化しています。またいつの時代も年齢層によって利用する媒体は様々です。

市の情報発信は時代の流れにしっかり対応し、あらゆる世代に届くよう常に改善を重ねなければなりません。

藤本議員をはじめ、様々な方の御意見をお聞きし、行政として常に最適な形で市政情報を市民の皆様確実にお届けするとともに、防府の魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。

私は就任以来、前例にとらわれない発想で防府の魅力を市民の皆様をはじめ、全国に発信してまいりました。

すごいぞ！4施設の魅力を数字で表した観光ポスターは、市内外に広く定着しています。また、市広報やSNSなどの様々な広報媒体については、常に見直しを重ねており、議員御案内のLINEとホームページは昨年リニューアルし、市広報は新年度から、これまでの情報ほうふとお知らせほうふの2冊を1冊にまとめ、より見やすいデザインで発行することとしたところです。

こうした多彩な情報発信により、市民の皆様が防府ファンになっていただくこと、そして全国に防府ファンが増えることが、まちの活性化につながるものと考えております。

本市は今年、市制施行90周年を迎えました。秋にはデスティネーションキャンペーンがあり、来年3月には防府天満御神忌1125年式年大祭が行われます。関係団体と一体となって、様々な広報媒体での情報発信を強化し、90周年を大いに盛り上げ100周年につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。なお、個別の広報媒体の利便性向上等の御質問につきましては、総合政策部長のほうから御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 総合政策部長。

〔総合政策部長 永松 勉君 登壇〕

○総合政策部長（永松 勉君） 私からは、LINE及びホームページの利便性向上についての個別の御質問にお答えいたします。

まず、ホームページについては、チラシやイメージ写真を掲載することや検索しやすいページタイトルのつけ方など、全庁統一のルールがあります。

ページ作成は各担当者が行うため、各課にホームページ担当を配置し、各課において公開前にチェックする体制を設けており、年1回担当者研修会を開催しています。

しかしながら、議員御案内のとおり、ルールが十分に反映されていないページが見受けられます。今後は庁内研修を強化し、ルールを伝えるだけでなく、より具体的な事例を示して説明するなど、統一的に運用できるよう研修内容を充実させてまいります。

また、LINEについては昨年10月リニューアルし、ボタン表示を刷新したほか、イベントや暮らしに関する情報を、写真やイラストを使って配信しています。

ホームページと異なり登録していただく必要があり、登録してよかったと思っ

ける配信をしなければ、登録を解除されてしまうこともあります。そのためLINEの視覚的に伝わるという特性を生かし、登録者に見てもらえるタイミングで戦略的な配信ができるよう、現在は広報政策課で配信作業を行っています。また、事前に関係職員だけが受信できるテスト配信を行い、内容を確認することで誤配信を防いでいます。

議員御指摘の誤配信はメールサービスの転送によるものでした。このメールサービスの配信は、ホームページと同様に各課で行っています。今後は誤配信がなくなるよう、複数人で内容を確認するといった基本的なチェックを、いま一度全庁で徹底してまいりたいと考えております。

LINEはイベントでの登録キャンペーンなどの際に、欲しい情報だけが受け取れて便利、週末のイベントがまとめて配信されて分かりやすいといった様々な御意見を頂いております。

一方で、リニューアルから5か月を経過し、メールサービスとの連携による配信頻度の多さなど、課題も見えてきているところです。

このような課題や御意見を反映させ、よりよい運用となるよう引き続き改善に取り組んでまいります。今後も各広報媒体の特徴を生かし、効果的な情報発信ができるよう常に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） 御答弁ありがとうございます。時代の流れで目まぐるしく変化し、あらゆる世代に発信、そして常に最適な形で発信していきたいと前向きな御答弁を頂きました。

再質問のほうもさせていただきます。LINEとメールは機能や特性が大きく異なります。連携による効率化というメリットは十分理解しておりますが、市として情報を発信する以上、届けること、伝わることを重視し、単純な連携ではなく、その媒体ごとに使い分けが必要であると考えます。

実際に前回の一般質問から約半年たちますが、公式LINEの登録者数は約1,500人半年で増加しています。これは、市民が行政の情報をLINEで受け取りたいと考えている期待の現れであると考えております。

一方で、LINEとメールを単純に連動させ、同じ内容を配信するだけでは通知が増えるだけとなり、結果として見ない、スルーするということにつながりかねません。発信する側にとって効率的であることも重要ですが、受け取り手にとって、このLINEに登録してよかったと思える情報発信でなければ、継続的な活用にはつながらないと考えていま

す。

そこで、市としてLINEとメールの役割をどのように整理し、今後どのように使い分けていくのか教えてください。

○副議長（宇多村史朗君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

LINEは画像を使った視覚的な発信により、一目見て情報が伝わるメリットを生かし、関連する複数の情報を同時に配信するなど、戦略的な発信に活用します。また常に表示されるボタンにより、関心の高いホームページや申請フォームなどにたどり着くことができる、デジタル広報媒体の入り口としての役割を担っていると考えております。

メールサービスは各課の担当者がシンプルな操作で一斉配信できることから、必要な情報をスピーディーにお届けするという役割を担っていると思います。

それぞれの役割で、効果的な情報発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長（宇多村史朗君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） ありがとうございます。先ほどメールサービスの配信と連携のせいで、空き家情報の誤配信があったということでしたが、今の質問でLINEとメールの連携サービスというものは、今後継続されるということなんですか。

それは媒体ごとで分けていくという答えになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○副議長（宇多村史朗君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 先ほど、メールとLINEとの連携で誤配信があったと御説明させていただきました。

その中で、LINEの課題についても、メールとの連携で配信頻度が高くなってきている。そういった課題もあるというふうに考えておるところですので、基本的に連携は続けたいと考えておりますけれども、どういった方法で、より適切な情報発信ができるかということについては、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（宇多村史朗君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） ありがとうございます。LINEのほうで、オープンチャット（後刻訂正あり）とかの機能を導入されるお考えとかというのはありますでしょうか。

○副議長（宇多村史朗君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 今、個別具体的にオープンチャットというようなことは考えておりませんが、LINEを導入して5か月が経過して今後、登録者の方等へアンケートを取ってみたいと、どういったことでLINEが使いやすくなるかとか、どういった情報が欲しいかとか、そういった中で、そういった声もあるやもしれません。そ

ういったときは、しっかり検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） すみません。1つ訂正させてください。オープンチャットと言いましたがチャットボットの間違いでした。申し訳ありません。

ありがとうございます。続きまして、ホームページについては、トップページがすごく改善されて、とても見やすくなったのではないかなと思います。ありがとうございます。

ですが、そもそも市民の多くは、トップページから順に探すのではなく、検索エンジンで、例えば必要な情報が産後ケアとかだったら、防府市産後ケアと検索したりすると思うんです。検索エンジンから検索して該当のページに直接アクセスすることというのが多いと考えています。

本市として、市民がホームページを閲覧する際に、主な動線というのは、どのように把握されているのか、検索エンジン経由の閲覧が多いという認識はあるのかという御見解をお伺いします。よろしくをお願いします。

○副議長（宇多村史朗君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、検索エンジンで検索してアクセスされる方が多いと考えておりまして、数字的にも全体の約67%の方が、そういった御利用をされているという状況です。

○副議長（宇多村史朗君） 4番、藤本議員。

○4番（藤本 真未君） ありがとうございます。67%という数字が出ているので、この続きは分かるかなと思いますが、トップページだけでなく、各ページもちょっと見やすいといったように、予算をつけていただけたらなと思います。

職員さんとたまに話すことがあるんですが、職員さんがチラシをよく作られています。産後ケアの今、例に出したので言わせていただくんですけど、産後ケアもチラシをこども家庭センターで頂きました。そのチラシを作るときに、やっぱり相当な時間をかけて分かりやすく作っていると言われてるので、PDFで下に表示して、そこをタップして見れるのではなくて、チラシがばんと出てきた状態というのが、ホームページの中にあるといのかなと思いますので、またそれはお金もかからないと思いますので、そこのほうを周知していただけたら、作っていただいたものに対しても、無駄にならないのではないかなと思いますのでよろしくをお願いします。

子育て世代をはじめ、市民の多くがスマートフォンで情報を得る時代となりました。だからこそ、探さなくても届く行政情報を目指すことが重要だと考えています。行政の情報

発信は、制度をつくることと同じぐらい重要な行政サービスの一つだと考えております。

必要な人に必要な情報が届かなければ、本来受けられる支援が届かないことにもつながります。行政の情報は発信することではなく、市民に届き活用されてこそ意味があると考えています。市民にとって分かりやすく信頼される情報発信となるよう、さらなる改善を期待し、この質問を終わります。

私も防府ファンが増えるよう、しっかりと防府の魅力を発信していきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（宇多村史朗君） 以上で、4番、藤本議員の質問を終わります。

○副議長（宇多村史朗君） 次は、24番、原田議員。

〔24番 原田 典子君 登壇〕

○24番（原田 典子君） 「日本共産党」の原田典子です。通告に従いまして質問をさせていただきます。何とぞ誠意のある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、1つ目に留守家庭児童学級の現状についてです。本市での留守家庭児童学級、いわゆる学童保育は正式には放課後児童クラブといい、保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休業中に安全・安心な生活の場を提供する事業です。

本市の学童保育は、学校敷地内で実施されている留守家庭児童学級が中心となっています。一方で、市内4か所の児童館においても、留守家庭児童クラブが設置をされ、それぞれの地域の実情に応じた運営が行われています。

本日はそのうち学校敷地内で運営されている留守家庭児童学級についてお尋ねをいたします。共働き世帯の増加に伴い、留守家庭児童学級の役割は年々大きくなり、放課後の時間をどのように過ごすかは、こどもたちの安心や成長にとって、とても大切な課題です。留守家庭児童学級は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として位置づけられています。

2015年の子ども・子育て支援新制度の下で、設備や支援員配置の基準が整備されました。2023年施行されたこども基本法は、こどもを権利の主体と位置づけ、最善の利益を最優先にすることを国と自治体の責務としました。そして、2025年4月からは、こども家庭庁が示した放課後児童クラブ運営方針において、こどもの権利を保障することが明確に打ち出されました。

こどもの権利とは、こどもが一人の人間として大切にされるための約束です。

児童の権利に関する条約では、世界共通の原則として4つが示されています。第1に生きる権利、第2に育つ権利、第3に守られる権利、第4に参加する権利、つまり今の留守

家庭児童学級は、こどもの意見が尊重され安心して過ごせること、そして自分らしくいられることが求められていると思います。

その視点から質問をします。1つ目は本市過去5年間の留守家庭児童学級入所児童数の推移と待機児童数の推移をお示してください。

国の基準では、学級の定員についておおむね40人以下とされています。実際の学級数と定員以上となっている学級数の推移をお示してください。

2つ目に生活環境についてお尋ねします。防府市放課後児童健全育成事業条例では、児童が適切な遊び及び生活の場を与えられ健全な育成が図られるよう定められています。そこで伺います。現在本市の留守家庭児童学級において、児童1人当たりの専用区画面積はどの程度確保されていますか。条例及び国の基準と照らして十分と言える状況でしょうか。

面積の確保は、こどもの権利条約の権利保障の基盤であると考えますが、見解をお示してください。

3つ目に支援体制についてお尋ねします。学級の定員が40人を超える場合、支援員の負担は大きくなります。そこで支援員の配置状況、有資格者の割合をお示してください。

本市の留守家庭児童学級が単なる保育の代替ではなく、権利が守られる生活の場として機能しているといえるのか、市の見解を求めます。以上3点の答弁を求めます。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 原田議員の留守家庭児童学級の現状について、私からは本市の留守家庭児童学級の基本的な考え方についてお答えいたします。

私は毎朝、子どもたちの登校を見守る中で、子どもたちには楽しく学び元気に育ててほしいとの思いを持っており、安全で良好な学習環境を整備するほか、放課後においても、安心して過ごせる環境を整えることは大変重要であると考えております。その受皿となる留守家庭児童学級は、児童が完全に安心して過ごせる生活の場であるとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支える重要な役割を担っています。

現在、本市では31学級を開設し、より保育が必要な低学年児童を確実に受け入れております。また需要の増加に対応するため、教育委員会と連携し、余裕教室や特別教室を活用した学級の増設などにも取り組んでまいりました。

また、新年度にはこどものニーズに応じた魅力ある多様な体験活動や学びの場を提供するため、民設民営の学童保育への支援を、第6次総合計画に位置づけモデル的に実施することとしております。

今後も放課後を安全・安心に過ごすことができる環境の整備に努め、未来を担うこども

たちが明るく豊かで健やかに成長できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上御答弁申し上げます。なお、個別の御質問につきましては、保健こども部長のほうから御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

〔保健こども部長 石丸 典子君 登壇〕

○保健こども部長（石丸 典子君） 私からは、留守家庭児童学級の現状についての3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の本市の現状についてです。初めに、過去5年間の入級児童数につきましては、令和3年度1,254人、令和4年度1,242人、令和5年度1,262人、令和6年度1,317人、令和7年度は1,311人と推移しております。

次に、待機児童数についてです。本市の待機児童は高学年児童のみとなっており、令和3年度56人、令和4年度27人、令和5年度22人、令和6年度29人、令和7年度は28人と推移しております。

次に、学級数につきましては、令和3年度は29学級、令和4年度、令和5年度は30学級、令和6年度、令和7年度は31学級です。

次に、定員以上となっている学級数についてです。本市では、実際の利用実態を踏まえ運営をしており、現在定員以上となっている学級はございません。

次に、2点目の生活環境についてです。児童1人当たりの保育などに必要な専用区画につきましては、国の基準に従いおおむね1.65平方メートル以上と条例に規定しており、基準を確保することができております。

最後に3点目の支援体制についてです。国の基準では保育士や教員免許、社会福祉士等の資格を有する支援員を1学級に2人以上配置することとし、そのうち1人は資格を持たない補助員でも差し支えないとされています。

本市では支援員を2人配置することを基本としております。さらに配慮が必要な児童には補助員1人を加配し、手厚い人員体制を整えております。

今後も、こどもたちが安心して過ごせる場となるよう、学級運営の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 丁寧な御答弁をありがとうございます。まず留守家庭児童学級の入所児童数について、今いただきました結果で5年間の推移を読み取りますと、令和3年から令和5年まではおおむね1,200人台で推移してましたが、令和6年度、7年

度は1,300人台と増加して約60人ぐらいの増となっています。共働き世帯の増加などを背景に、利用ニーズが確実に高まっていることが読み取れます。

次に、待機児童数です。令和3年度の56人が最も多く、令和4年度から27人、令和5年度は22人、令和6年度29人、そして令和7年度28人との待機数です。こうした中での学級数の推移を見ると令和3年度29学級であったものが、令和4年度は30学級へと増設をされ、さらに令和6年度は31学級へと増設をされています。利用児童数が増加する中で学級を増やして、受皿を広げてこられたことは、実に評価すべき点であり、待機児童はまだいますが待機児童の解消に向けて努力がなされていることがよく分かりました。

そして、定員を超えている学級数も今のところはないという御回答でした。私はてっきり超えているところがあるのだと思って答弁を考えていたんですけど、今のところ超えている学級数はないということです。

日によって、こどもの——児童数の差もありますし、土曜日の利用は比較的少ないというふうにお聞きしています。実態に応じて運営もできている。全く定員のほうも大丈夫だというお話だと思います。

これらを総合しますと、利用増加という難しい状況にはありますが、できる限り子どもたちを受け入れられる体制を整えていただいていることが理解できました。その努力のほうにはまず感謝を申し上げたいと思います。今後も利用ニーズの動向を丁寧に把握しながら、子どもたちが安全に過ごせる環境が維持できるようお願いいたします。

2番の生活環境についてです。御答弁では1人当たりの面積基準を満たしているとのことでした。

ただ、保護者の方からはこうした声を伺うことがあります。子どもが帰ってきて、今日は狭くて落ち着きがなかったと言っていたと、また、子どもから静かに本が読みたかったけどにぎやかすぎる、もうちょっと広がったらごろーんとできるのにとか、そういうつぶやきを言われる子どもがおられるみたいです。

利用人数が増える中で、日によって差があったり、運営上の工夫も重ねておられることは理解していますが、子どもがまたゆっくりと過ごせるように、基準は満たしていますが、さらに工夫などもできるようにしていただけるといいなと思っています。これはちょっと支援員さんに言うべきことかもしれませんけれども。

3番目の支援体制についてです。まず支援員の定数配置はされていること、そして有資格者は2人以上、そして補助員を配置されていることをお聞きして安心しました。

支援員の皆様は、日々子どもたちの生活を見守り、時には保護者の相談にも応じるなど、

大変重要な役割を担っておられます。人数も確保され、有資格の方がおられるということは、本市の留守家庭児童学級の質を支える基盤であるなど感じます。

それでは、再質問のほうさせていただきます。こどもの権利保障についてです。2025年に放課後児童クラブ運営方針が改正され、こどもの権利を保障すると明記されましたが、その内容について支援員への研修は実施をされているか、実施をされている場合は、その頻度、内容などをお示しいただければと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

国が示す放課後児童クラブ運営指針を各学級に配付し、その趣旨や内容について周知を行ったところでございます。

また、来月開催する定例会において、改めて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） ありがとうございます。2025年から児童クラブ運営において、こどもの権利を踏まえた支援が明確に求められることとなっています。制度が前進している今こそ、その制度についての共有をぜひお願いしたいと思います。定例会のほうでそのような周知もあられるとは思いますが。

また集合研修などが難しいというようなことがあれば、オンラインや短時間での研修など工夫もできると思いますので、こどもの権利を実際の運営に生かせるような取組をお願いしたいと思います。

最後にもう一つ質問をさせていただきます。先ほど市長さんのほうからも御答弁がありましたけれども、本市としてどのような留守家庭児童学級を目指していくのか、待機児童の解消、先ほど民間活用もありましたが、もう一度ちょっと具体的なビジョンを教えてください。お願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

児童数の変動や家庭環境の多様化、また配慮を要する児童の増加など、留守家庭児童学級を取り巻く状況は年々変化しております。今後も国の基準や運営指針に準拠し、適切な支援体制を確保するとともに、放課後のこどもの安全と安心、健やかに成長できる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） ちょっと同じような質問を2回もしてしまって申し訳なかったと思いますが、配慮を取り巻く状況というものもあるということです、将来的にもしっかりと取り組んでいただければと思います。

先日、実を言うと、私が学童保育フォーラムというのに参加をしてきました。そのことをちょっと紹介いたします。

この学童フォーラムというのは、学童保育連絡協議会が主催して、県内の学童保育関係者が一堂に会する形で開催をされました。実に6年ぶりの開催となりました。長らくコロナ禍などの影響で集まることができなかつた中で、久しぶりに現場の方が集まり、直接声を直接交わす貴重な場となっていました。

今年度からこどもの権利がより明確に位置づけられた学童保育であるべきだという趣旨の下、講師の方からは一人ひとりの思いや、こどもの権利を日々の運営の中でどのように生かすかというお話がありました。

また、グループワークでは、最近の学童保育の状況や困っていること、うまくいった取組など、率直に語り合うことができていました。人手不足の問題もあるところもありました。こども同士の関係づくり、保護者対応の工夫など、どの地域にも共通する課題がある一方で、現場の創意工夫や前向きな実践も共有をされていました。

防府市からも数名の方が参加をされており、運営もなされていました。積極的に発言をされていて、とても頑張っている姿が印象的でした。

現場の支援員の皆さんが学び合い、励まし合い、つながる場があることが、専門性を高めるだけでなく、こどもと向き合う上での大きな支えになると感じました。

定例会などが本市でもあるとのことですが、計画的な研修の場があると、より支援員同士の交流もあってよいのではないかと思います。

この春、防府市では、華城小学校の留守家庭児童学級が、学校の敷地から少し離れたところに引っ越しをして開設をされます。このような留守家庭児童学級は初めての取組となります。近くにインクルーシブ遊具も設置されるということで楽しみにしております。

保護者の皆さんは新しい施設でうれしい反面、本当に安心なのだろうか、我が子は楽しく過ごせるのだろうか、そんな不安も抱えておられると思います。また、支援員の皆さんも様々な不安と期待を抱えておられます。

防府市の全ての留守家庭児童学級が、こどもの権利を保障した居場所となって、保護者にとって信頼できる場であることを願ひまして、この1問目を終わります。

次に、生活保護について質問いたします。私はこれまで生活困窮者が生活保護を申請したいと思ったとき、確実に申請へと結びつく環境が整っているかという視点で、2度にわ

たり質問をしてまいりました。

昨年9月の議会では、生活保護のしおりの内容についても取り上げました。制度の説明が分かりにくければ、申請に至る前に不安や誤解が生じてしまいます。そのため市民にとって理解しやすい内容への改善を求めました。

また、12月議会では、生活保護申請時に、今よりももっと寄り添った対応ができないかという観点から、お尋ねをしたものです。そして今回はその延長線上にあります、生活保護の申請は、ある日突然行われるものではありません。その前段階に相談という過程があります。その相談がどのように受け止められ申請へとつながっているのか。また、申請をしたけれども却下となった場合、その後の支援体制が構築されているのか、制度があるだけでは市民の命と暮らしは守れません。

相談から申請へ、そして万が一却下となったときも含めて、切れ目のない支援体制が整っているのかの確認のために、本日質問させていただきます。

本市の生活支援課のホームページには、生活保護は生活に困っている世帯の最低限度の生活を法律生活保護法に基づいて保障することにより、自立をお助けする制度です。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもので、ためらわずに御相談くださいとあります。

必要な方が制度の扉を確実に開くことができるよう、申請から給付まで公平、適正に運用されることが何より重要です。

1点目は申請のタイミングについての対応です。生活保護は申請主義が原則であり、市民が申請の意思を示したときに、手続が開始をされます。

しかし、実際には、その申請のタイミングが受給の開始日などに影響を与えることがあります。つまり市民にとっていつ申請をしたらいいのかが、極めて重要な問題となります。

そこで、お尋ねいたします。市民が生活保護を受けられるかの相談に来られた際、申請の時期によって保護の受給に影響が生じ得ること、却下となることもあるなどの説明は行われているのでしょうか。

そして、相談の段階であっても、申請の意思が示された場合、速やかに申請書を交付しているのでしょうか。

生活困窮者にとっては、数日、あるいは1日のロスタイムが、食事や住居の確保に直結をする場合があります。

私が把握をしている事例ですが、所持金が尽きかける前の段階で相談を行い、その後の助言を受けて、時期を見て申請をし、受給につながった方がおられます。助言があって助かったと言っておられました。

また、ほかの方ですが、申請が一旦却下をされて、不服申立てではなくて、支援の相談の結果、数日後に再度申請を行い、保護の決定に至った事例があると伺いました。

2点目として、申請却下後の対応についてお聞きします。生活保護は資産や扶養義務などの調査を経て、要件を満たさない場合は却下となります。保護の却下というのは、あなたは最低生活を維持できると行政が判断したという意味になります。

しかし、実態として生活できていなければ、それは判断が適正であったのか、検証が必要となる場合もあります。

私は9月議会で生活保護申請の相談件数、保護開始件数、そして却下された件数についてお伺いしています。その中で却下になった件数が令和4年では4件、令和5年では6件、令和6年では8件とありました。

そこでお尋ねをいたします。生活保護を申請し却下された後の市への申入れ、問合せの件数を教えてください。そして、再調査となった件数、最終的に再申請により支給決定へ変更となった件数、これを過去3年間、件数をお示してください。

そして、3点目なのですが、生活保護基準引き下げ違憲判決についての対応についてお聞きいたします。いわゆる命のとりで裁判と呼ばれる生活保護基準引き下げ訴訟では、各地で違憲判決が相次ぎました。

そして、2025年の6月27日に最高裁判所は、この引き下げについて違法との判断をし、裁判官全員一致で減額処分を取り消す判決を言い渡しました。本市において、今回の判決により、差額支給の対象となる世帯は何世帯見込まれているのでしょうか。また対象者への通知方法はどのように行う予定なのでしょうか。

さらに、生活保護が廃止となった方々への周知はどのように行うのかを、お尋ねいたします。

以上、御答弁お願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 原田議員の生活保護についての3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の申請のタイミングについてです。生活保護は、その世帯の申請時の年金や給料等の収入状況及び預貯金や保険等の資産状況が、国の定める基準による最低生活費を下回る場合に適用となります。

要否判定の基礎とすべき収入状況及び資産状況については、申請後に調査を行うこととなっており、申請時期によっては、保護の決定に影響が生じることを申請前に説明してお

ります。

なお、生活保護の申請は国民の権利であり、本人が希望されるタイミングで申請していただくことができますので、申請の意思が示された場合には、申請書をお渡ししております。

次に、2点目の申請却下後の対応についてです。過去3年の生活保護を申請し、却下された後に、市への申入れ、問合せがあった件数及び再調査となった件数はゼロ件です。また、却下された方が後日再申請し支給決定となった件数は、令和4年度が1件、令和5年度が2件、令和6年度が1件、令和7年度が1月末現在で3件となっております。

次に、3点目の生活保護引き下げ違憲判決への対応についてです。平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、国において生活扶助基準の見直しが行われ、当時の受給世帯に生活扶助費を追加給付することとなりました。

本市における追加給付の対象世帯は約1,000世帯で、必要な経費をこのたびの補正予算に計上しております。また、対象者への通知方法については、現在、保護受給中の世帯は申請の必要がなく、生活保護の一時扶助費として支給することとなりますので、保護決定変更通知書により通知いたします。

既に生活保護を廃止された世帯への通知については、国の見解として、保護を受給していたことを周りに知られたくない方もおられることへの配慮等、慎重な対応が必要であるとされております。そのため、特設ホームページの設置やチラシの作成等により、国が責任をもって周知されることとなっております。本市においても、市広報やホームページで周知を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田典子君） 御答弁ありがとうございました。1点目の質問のほうですけども、個々の事情を踏まえて丁寧な対応をされているとの御答弁です。現場の御努力には、本当に敬意を表します。

その上で、生活保護は申請主義であり、申請日が支給開始日に直結する制度であるから、本当に市民の方はいつ申請するか、大変重要な意味を持っています。窓口での説明は十分に行われているとの答弁でしたが、今後とも、仕組みなどより分かりやすく、そして誤解の生じない形で情報提供がなされるよう、引き続きの工夫をお願いしたいと思います。

相談に来られる方は、何度も何度も窓口へ足を運ぶことはできず、1回の相談や説明がとても重要なものとなっております。現在、本市の窓口対応での生活保護の申請は、居住地域の担当ケースワーカーが、申請のときは担当の方が原則対応とお聞きしています。

そこで、1点目のことで再質問ですが、申請ではなくて、相談のときには、誰がどのように対応されているのか、お答えいただけたらと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 生活保護の相談は、在席中のケースワーカーが生活保護のしおりを用いて丁寧に対応しております。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 地域の担当とかではなくて、在席中ということですね。

生活保護に関する相談を丁寧に、より丁寧に受け止めるには、別の相談対応の職員がいるというのがいいのではないかなと思っています。

例えば、社会福祉士とか、資格のある方がおられたらいいと思います。それは、本市ではどのようになっていますでしょうか。

今のケースワーカーさんの中で、資格を持っておられる方がおられるかということでお聞きしたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

生活保護のケースワーカーは、全員専門的な研修を受講し、社会福祉主事の資格を有しており、さらに社会福祉士のケースワーカーも配置しております。

相談にはケースワーカーが専門的知識を基に対応しておりますので、申請前相談に特化した窓口設置の必要性はないと考えております。

また、福祉総務課に配置した福祉総合相談窓口が、包括的な福祉の相談対応をしております。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 分かりました。専門の皆さん資格を取られて対応されているということになります。ちょっと重ねて聞くようになりますけれども、その相談窓口というものの創設というのは考えておられますでしょうか。

○副議長（宇多村史朗君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 先ほど申しましたように、専門の職員が対応しておりますので、今現在は考えておりません。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 分かりました。2点目のほうに移りますけれども、生活保護の申請が却下になったときの対応についてお聞きしました。却下された後、市への申入れ、問合せの件数がゼロ件とお聞きしています。

恐らくデータの、令和7年度がまだ入っていないのではないかなと思うんですが、確か令和7年度で却下になった後に申入れをした件数があるのではないかと思います。その辺は、ちょっと今答えられないですか。もしお答えできるようだったらお願いします。

○副議長（宇多村史朗君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、ちょっと分かりかねます。（後刻訂正あり）

○副議長（宇多村史朗君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） すみません。私が最近関わったお話で、ちょっと前に市のほうに申入れをしたというお話があったので、ゼロ件ということで、データに入っていないのかなと思いました。

生活保護の却下は市民の生活に直結する重大な判断です。この背景をどのように受け止めるかが重要だと感じます。

却下の件数はあるけど申入れはしていないということになっていますので、却下となった市民の方が、そのまま泣き寝入りの状態になっていないだろうかということが気になるということが、私が言いたいわけです。

生活困窮状態にある方が、自らの制度の不備や判断の妥当性を問いたすようなことは、精神的にも体力的にも大きな負担となります。もし却下という結果が出た後にも、必要に応じて問合せなどがあったときに、説明や対応していただきたいと思っています。

3番目の質問に参りますけれども、生活保護裁判のほうで対象となる世帯は1,000世帯ということになっています。現在も生活保護を受けられている方は申請の必要はなく、きちんと支給されるということで、もしもう受けられていなくて、その情報がなかった場合に、自分で申請することができないということもありますので、申請主義を理由に周知が不十分になることがあってはならないと思います。民生委員や福祉関係の方と連携した丁寧な周知の体制を求めたいと思います。

つい先日、2月21日、中国新聞の記事では、生活保護基準引き下げに関する最高裁判決を受け、国は2月22日に追加支給に向けた告示を出し、全国では280万世帯が対象となる生活保護費の補償について、3月以降、自治体窓口での対応が本格的に進む見込みだと報道されました。

生活保護は、憲法が保障する健康で文化的な生活、最低限度の生活と直結する制度であ

り、引下げが違法とされた過去の措置の救済にあたる今回の対応は、国民生活に直接関わる極めて重要な事項だと思います。市民の方が必要な支援を漏れなく受けることができるよう、自治体としての誠実な対応を重ねてお願いいたします。

少し余談になりますけれども、2025年7月26日、日本経済ニュースの記事を紹介いたします。生活保護の適用率、先進諸国における生活保護の受給者割合は、ドイツは9.7%、フランスは5.7%、イギリスは9.27%、スウェーデンは4.5%となっています。日本は1.6%と低いこと。また、生活保護の基準額の比較として、日本の単身高齢世帯の生活扶助基準額は、2024年で7.2万円なんですけれども、ドイツとか韓国に比較して低下をされていて、2025年度にはさらに引き下げが検討されたとありました。

この記事の最後のほうに、日本の低い生活保護率が示す課題と希望としては、生活保護が本当に必要な人であっても、制度の周知不足、手続の複雑さにより断念してしまうケースもあると書かれています。

生活保護が、遠慮してなかなか使えない制度となっているのではないかなと思います。困ったときに確実に支えられる制度であるべきだと思います。市民がためらうことなく、相談できる体制の構築を強く求めまして、私の全ての質問を終わります。

○副議長（宇多村史朗君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 申し訳ございません。先ほど、生活保護を申請し却下された後に、支援の申入れ、問合せのあった件数ということで、令和7年度についてですが、先ほどは資料がないと申しましたが、ゼロ件でございました。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） よろしいですか。

○24番（原田 典子君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（宇多村史朗君） 以上で、24番、原田議員の質問を終わります。

○副議長（宇多村史朗君） 次は、3番、重田議員。

〔3番 重田 直輝君 登壇〕

○3番（重田 直輝君） 会派「市民の声」の重田直輝でございます。まず冒頭、インフルエンザにより本議会初日及び2日目の日程を、欠席をいたしました。議会並びに関係者の皆様に御迷惑を、おかけいたしましたことをおわび申し上げます。現在は回復しておりますので、本日はしっかりと質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

今回は企業誘致について伺います。本市はマツダ株式会社をはじめとする製造業を基盤に、雇用、人口、税収を支えられてきた産業都市であります。企業立地そのものは最終的

には民間企業の判断であります。一方で、自治体は産業政策として位置づけ、インフラ整備、補助制度、用地整備といった点で深く関与しており、その結果は市民生活や市の財政に直接影響をもたらします。

本日は、本市の企業誘致の柱である民間が整備した防府第二テクノタウン、そして今後市が主導し整備が予定されている大道地区の産業団地、この二つを取り上げ伺ってまいります。

まず、防府第二テクノタウンについて伺います。第二テクノタウンは、防府テクノタウンに続く形で、本市の産業用地として大きな期待を担ってまいりましたが、令和2年以降、複数年にわたり、新たな立地が進んでいない状況だと認識をしております。

そこで、まず現状確認として伺います。1点目、所有者である大和ハウスグループと市との関係性について伺います。

本事業における誘致体制等の役割分担に加え、これまでどのような連携体制を取ってきたのかお答えください。併せて定例協議の有無、情報共有の頻度など、運用面も含めてお示しください。

次に、市の関与について伺います。土地が民間所有であり、価格や最終条件の判断が民間にあることは十分理解をしております。しかし一方で、市の産業政策として位置づけ、補助金による支援、インフラ整備など公的関与がある以上、十分な成果が上がっていない状況について、市として検証する責任はあると考えます。

そこで伺います。2点目、市として第二テクノタウンに企業進出が進まない要因をどのように分析をしているのか、その分析を踏まえ、これまで、あるいは今後どのような改善を図ろうとしているのかお答えください。

続いて、大道地区に整備される産業団地について伺います。第二テクノタウンが長期にわたり停滞している現状を踏まえ、地元からも造成しても本当に活用されるのかという声を伺っております。

そこで伺います。3点目、防府市内には、市が主軸に置く第二テクノタウンがある中で、新たに市が主導する形で大道地域に産業団地を整備する狙いは何か、お聞かせください。そして、本事業で重要なのは、造成そのものではなく、何を目指し、完成後どのような産業団地にするのかという点だと考えます。

それは、土地を造成すれば企業が来るというものではなく、来てほしい企業像があって初めて成立するものだと考えます。である以上、造成の前に、まず誘致したい業種、想定する雇用規模、雇用や定住への効果、また、来てほしい企業像を、市として整備しておく必要があると考えます。

そこで4点目に伺います。大道産業団地について、事業にかかる費用や区画数などの概要に加え、整備までのスケジュール等の道筋を御提示ください。また、市として誘致したい企業像をどのように描き、誘致活動をどのように展開するのかを伺います。

以上、4点について御答弁よろしく申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 3番、重田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 重田議員の防府第二テクノタウンと大道地区の産業団地を主軸とした企業誘致についての4点の御質問にお答えいたします。

私は若いときから、企業立地の仕事をし、また、企業の誘致の責任者としても県庁時代仕事をしております。マツダの立地のときからマツダさんとは大変お世話になる関係でございます。

また、テクノタウンの最初のほうにつきましても、県のほうでそれなりに関わらせていただいております。

防府市は戦前に協和発酵、カネボウが立地し、その後、臨海部の塩田跡地に東海カーボン、ブリヂストン、マツダなどの大企業と関連企業が集積し、これらの企業の発展とともに成長してまいりました。本市が将来にわたって発展するためには、既存企業のさらなる成長とともに、地域経済の活性化につながる優良企業の誘致が重要です。

それでは、1点目の企業誘致における民間事業者との市の役割分担と連携体制についてです。企業誘致は、県の企業立地推進課や東京事務所と連携しながらしっかりと取り組んでいるところでございます。

そうした中で、議員お尋ねの第二テクノタウンについては、市と土地を所有します民間事業者で協定を結び、そうした中で県・市・民間で様々な情報を共有しながら、いろんなところで事務的にも調整をしております。その中で誘致活動を展開しているところでございます。

2点目の、第二テクノタウンに新規立地がない要因等についてです。J T跡地に整備された防府テクノタウンは、平成27年に分譲を開始し、誘致に努めた結果、約10年かけて令和6年に完売したところです。

一方、防府第二テクノタウンは、平成30年に分譲を開始し、現在、議員御指摘のとおり、1社の進出にとどまっております。

企業進出は、最終的には立地される企業や土地を所有される民間事業者の判断に委ねられます。当該団地の進出に向けた引き合いがありますので、企業進出が一日も早く実現いたしますように、引き続き県・民間と連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考

えております。

3点目の既存の産業団地がある中、新たな産業団地を整備する狙いについてです。

企業立地に当たっては、高い交通アクセス性や産業集積地への近接性、労働力の確保といった条件が求められます。また、近年、半導体関連産業などの製造業をはじめ、内陸型のニーズが高くなってきております。

こうした中、国道2号台道・鑄銭司拡幅の事業化により、インターチェンジや重要港湾三田尻中関港とのアクセス性がよく、中関、西浦などの臨海部の産業集積地も近い企業立地について、ポテンシャルが大幅に高まる大道地区において、防府市初となります内陸型の産業団地の整備を行うこととしたところでございます。これにより、臨海部に加え、内陸部においても産業用地が確保され、誘致活動において優位性が高まることから、企業の立地と本市の産業力強化につながるものと考えております。

4点目の事業概要及び誘致したい企業像と戦略についてです。産業団地の概要については、基本設計後、速やかに公表したいと考えております。産業団地の造成前からPR、誘致活動を展開することで、企業のニーズに応じたオーダーメイド型の整備も可能となり、大規模な企業進出も期待できます。

誘致する企業といたしましては、裾野が広く、多くの雇用が期待できる製造業、港湾をする企業をはじめ、防府の発展に資する優良企業の誘致を目指したいと考えております。

私は、大手企業が進出する際に、大規模投資を決定する最大の決め手は、道路や港湾などの産業インフラの整備であると考えています。本日開通した国道2号富海拡幅に続き、台道・鑄銭司拡幅、西浦交差点改良などの道路整備とともに、重要港湾三田尻中関港の整備促進による防府未来へのネットワークの構築に全力で取り組んでまいります。

特に、議員御指摘の大道地区の産業団地への企業誘致に直結いたします国道2号台道・鑄銭司間の拡幅事業は、一日も早く完成するよう、県・市・民間一体となって要望を行ってまいりたいと考えております。

今後とも早期の企業立地が実現するよう、県と連携しながら積極的な誘致活動を行い、地域経済を牽引する企業の誘致を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 3番、重田議員。

○3番（重田 直輝君） 市長、御答弁ありがとうございました。県にいらしたときから企業の誘致活動をされているということで、その経験も踏まえてしっかりやっていただきたいと思ったところでございます。

ただいまの御答弁受けまして、やはり企業誘致に関する事項は、あくまでも民間企業の

経営判断に属するものであって、その詳細や内部事情について、この場で安易に言及しないという姿勢は、企業との信頼関係を維持していく上で、極めて重要であるというふうに考えます。

自治体としては、先ほどおっしゃられたように、企業活動を支える環境整備には責任を持たなければならない。また、個別の企業の経営判断に踏み込むことは、整理をしていかなければならないというふうに思っております。

そうした意味で、本日の答弁で慎重な姿勢が示されたことは、これから防府を考えようかという企業さんとの信頼関係を重視する観点から適切であると思っております。

しかしながら、誘致が進んでいないというところでは、自己評価というのは必要になってくるのではないかというふうに思います。執行部と、先ほど県のほうとも、また土地所有者との協定を結ばれているということで、しっかりと内容を共有し分析し、より進出が進むように密な連携を取っていただきますようお願いをいたします。

それでは、大道の産業団地に話題を移させていただきます。防府第二テクノタウンは民間主導で行われ、市の関与に限界があるという中で、大道の産業団地は市が主体となって公費を投じる事業となります。

ここではやはり結果の責任というのは、逃れられないのではないかというふうに、今、市長もすぐくうなずいていらっしゃいますけれども、というふうに思います。

御答弁の中で、産業団地については、特定の業種と限定せずに幅広く受け入れていく中で、国道2号線や山陽自動車道インターチェンジに近い交通利便性であったりとか、今から半導体であったり、内陸型の産業、また三田尻中関港、港湾も生かしたものであるということ、非常にネットワークを広げていくという、そういった方向性は現実的なものなんだろうと思っております。

また、周辺の山口市の鑄銭司において、新たに複数の企業進出が決まっているという報道もございました。こうした状況を見ると、一定の需要は存在しているものだと思っております。その需要を確実に捉えるための戦略と体制が、本市に今からまた求められているのではないのでしょうか。

国道2号の台道・鑄銭司間の拡幅が令和6年度に事業化というところが一つ契機だと思っておりますが、国の予算配分や用地買収の状況など、事業の進捗次第では、誘致活動や周辺環境への影響が及ぶ可能性もあるというふうに認識をしております。

市長の御発言のトーンからも、長年の念願であった台道拡幅を契機として、団地整備を進めたいという御意志があると受け止めております。

大道産業団地は、交通アクセス、とりわけ国道2号の拡幅、これの事業の展開のスケジ

ユール感が非常に企業立地判断に直結するものというふうに考えております。

第6次総合計画では、産業団地は令和12年度までに造成工事に着手し、一方で、国道拡幅は令和12年度時点で整備促進と記載がされております。参考までに、3月5日、本日、拡幅が無事完了しました富海の国道2号拡幅、これが事業化から完了まで、およそ14年という長期間を要しています。同様の期間を要する場合、団地整備と道路整備の進捗に時間的なズレが生じます。その結果として、維持管理コストの増加や周辺環境への影響が生じる可能性もあるというふうに考えております。

そこで、今回この質問をするに至ったわけでございますけれども、国道拡幅の時期が確定していない中で、団地整備を並行して進めることによるスケジュール上の課題を、市としてどのように整理されているのか、その上で拡幅と並行して進める以上、先ほど市長からも答弁の中でございましたが、国・県との連携や調整力含め、想定スケジュールに近づけていくという強い決意が必要だと考えますが、市長、改めていかがでしょうか。

○副議長(宇多村史朗君) 市長。

○市長(池田 豊君) 御指摘のとおり、富海拡幅は平成23年に事業採択されましてから14年の月日がかかっております。こうした中で、今回台道・鑄銭司の4車線化ということでございます。

県庁時代から、あの場所は非常に企業立地には最適な場所だと思っております。そうした中で、様々な規制があったもので、なかなかできなかったわけでございますけれども、今回、国道の拡幅ということで、そういうもので、いろいろなものができるようになりましたので、そこへ造るということ。そして、今、議員がおっしゃったように、やっぱり行政がやる限りには、その結果責任は当然伴うものだと思っております。

何年に売れるかとは申し上げられませんが、国道ができたときには売却できたという体制をとるためにも、団地のほうを急いで、この道ができればいいということで、企業のほうに誘致活動し、企業立地を決めるという形。そうすれば、そういうことがあることによって、要望することによって、国道の完成も一日も早くなるということで、大道地区、ひいては、防府の発展に資するなと思っておりますので、今日の富海拡幅の流れを止めずに、こっちが一日も早くなるように、市議会の皆さんと一緒に、民間とも一緒になって、県とも連携しながら、国へしっかりと要望させていただきたいと思っておりますので、どうか御協力のほうをお願い申し上げます。

○副議長(宇多村史朗君) 3番、重田議員。

○3番(重田 直輝君) 市長、ありがとうございます。ある程度、拡幅の時期が見えてからのほうが、時代のニーズに沿ったものができるのかなというふうに思っておったと

ころでございますけれども、団地のほうを先に整備して、道ができれば、それだけ団地ができた後に、道がこのスケジュールでできますよということであれば、ある程度早めに企業のほうにアプローチをかけていくことができるというものだと、今の時点で整備することの必要性を私なりに理解をさせていただきました。ありがとうございます。

団地だけ整備して、道ができないとか、活用が進まない状況にならないように、様々な方策を講じて有効活用していただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど答弁の中でもございましたけれども、三田尻中関港の3号岸壁の延伸や、県道防府環状線西浦交差点の渋滞緩和をはじめ、こうした産業の道路ネットワークはどれが欠けてもなりませんし、全てあることで多角的な効果が生まれるんだらうというふうに思っております。強靱なネットワークの構築を推進していただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

県においてはトップセールスを含む体制で、企業誘致と雇用創出を進めてきた事例がございます。防府市としても、大道の産業団地について、県との連携体制を強化しながら、実効性のある誘致活動を進めていただきたいと思っております。

答弁の中では、雇用がたくさん生まれるような企業がよろしいとか、誘致体制など、これからの整備というふうな答弁であったと思っております。

先ほど国道拡幅との課題を申し上げましたが、将来変化に対応するため一定の柔軟性を持つことも、また私は重要だというふうに考えております。しかしながら、少なくとも事前に整理しておいたほうがよいのかなという事項について2点申し上げます。

まず事業の進め方として、先ほど答弁ありました、雇用がたくさん生まれたほうがいいのか、市にとってプラスになる企業だということではありましたけれども、そうした波及効果といった成果につながる設計をもって、団地規模などを決めた上で進める必要が、先ほどオーダーメイド型という話もございましたけれども、ある程度決めていく必要もあるのかなと思っております。

行政が整備する以上、結果が求められると同時に、これらが整理されないまま事業に着手する判断が、行政として適切なのか、造成そのものが目的化していないか、その問いに、市として明確に説明できる状態でなければ、公費投入の判断は重いものになると考えます。

私自身、行政実務に携わってきた立場から申し上げますと、本来、公費を投じる事業は目的・効果・手法を積み上げてから動き出すのが基本であるというふうに認識をしております。その上で、将来負担を軽減するような有効な財源を活用できるよう、お願いを申し上げます。

次に事前に整理しておくべき事項2点目、誘致の体制についてでございます。企業誘致

は、行政とは異なる専門性やスピード感が求められる分野だと思っております。

先ほど市長からもございましたトップセールス、こちらも重要ですが、日常的な誘致活動を行政職員だけで完結させるのではなく、民間のプロフェッショナルを活用する、こうした体制は弱体化ではなく、誘致に勝つための選択だと考えます。

そこでお聞きします。産業団地の企業誘致について、民間人材を積極的に活用する考えはないのか、御所見をお聞かせください。

○副議長（宇多村史朗君） 産業振興部長。

○産業振興部長（杉江 純一君） お答えします。

民間人材の活用ということでございますけれども、企業誘致につきましては、行政の信用力が何よりも一番重要であるということから、県と市が一体となって誘致に取り組んでおります。また、金融機関や事業者等からも積極的に情報を収集し、誘致活動に活用しているところでございます。

○副議長（宇多村史朗君） 3番、重田議員。

○3番（重田 直輝君） ありがとうございます。信用が大事だということで、行政のほうで担っていくということでした。

先ほども申し上げましたように、専門性、スピード感だったりとかというのが、一部、民間のほうが秀でている部分も正直あるかと思しますので、企業誘致は行政単独で抱えるよりも、先ほど連携を図っていくという話ではございましたけれども、民間の専門性を一部活用したほうが、結果として市にとってプラスになるケースも多い分野だと考えます。

企業にとっては利益確保が第一であることは当然です。しかし一方で、最終的な立地判断においては、地元出身であることや地域とのゆかり、人とのつながりといった信頼関係が後押しになる場合もあると考えます。ぜひ、豊富な人的ネットワークを有する民間人材の知見も生かしながら、実効性ある誘致体制の構築について検討を進めていただきたいと思います。

続いて、補助金についての考え方について質問をいたします。産業団地に限らず、どれだけの雇用を生むかなど、市にとってのメリットをより重視すべきだと考えます。

そこで伺います。今現在の補助制度には、あまり評価軸がないと思われる雇用創出や人口流入を正面から評価し、めり張りある支援制度へと発展させる考えはないのか、こちらについて御所見をお聞かせください。

○副議長（宇多村史朗君） 産業振興部長。

○産業振興部長（杉江 純一君） お答えします。

本市では、現在、工場等設置奨励条例により、新たな投資に対する3年間の固定資産税

の免除や雇用に対する雇用奨励金等を設けております。

誘致に当たって地域を牽引するような優良企業でございますので、誘致に当たりまして、県の補助など様々な制度がございます。それらの制度を活用できるように、県と連携し取り組んでまいります。

○副議長（宇多村史朗君） 3番、重田議員。

○3番（重田 直輝君） 御答弁ありがとうございます。現行の制度について理解をいたしました。

一方で、私が本日申し上げたかったのは、制度があるかどうかではなく、市にとってのメリットがどこまで意識的に評価されているかという点だと思います。企業誘致は単に立地件数を増やすこと自体が目的ではなく、どれだけの雇用を生むのか、市内雇用につながるのか、さらには転入や定住に結びつくのか、そのほか中小事業者への波及効果といった点が市にとっては重要な視点だと考えております。

企業向けのガイドであります、幸せますます防府CITYガイドに、市の奨励制度が掲載をされております。先ほど部長から御答弁ありました固定資産税の減免のほか、市内雇用継続につき一定の額の交付があると記載されております。

私は特に雇用や転入に関する、人が転入して来られるということが、非常に重要であると考えますので、市がこうした企業に来てほしいというようなところに関しては、すごく手厚いものをつくっていてもよいのではないかと感じております。

ぜひ市にとってのメリットを明確に評価して、雇用・定住・地域経済波及に資する優良企業を後押しする制度設計へと、発展させていただくことを強く要望いたします。

結びに向かいますが、防府市は産業によって支えられてきたまちです。本来であれば国道2号の拡幅時期も不確定であり、財源についても恐らくこれから検討されるという中で、また人口減少が見込まれる将来において、市の中長期的なまちづくりに影響する本事業については、その必要性も含めた十分な議論が求められるところでございます。

しかしながら、既に事業が進められている現状を踏まえれば、本事業は整備後の維持管理など、将来にわたってランニングコストが発生することも見込まれる以上、初期投資のみならず将来的な財政負担まで視野に入れた慎重な事業推進が必要であると考えます。

また、本事業は民間主体の開発とは異なり、収益を目的とするものではなく、市のまちづくりや地域の産業基盤の強化といった公共的な効果が求められる事業でございます。だからこそ、防府第二テクノタウンの現状を踏まえ、大道産業団地については、造成して終わりではなく、雇用や定住といった成果につながる設計を強く求めます。分析し、戦略を持ち、体制を整え、検証する、その姿勢を貫いていただきたいと思います。

併せて、市の財政負担を可能な限り抑えつつ、国や県の後押しを受ける支援制度等を積極的に活用していただき、より有利な形で企業誘致が進められるよう要望をいたします。

また、大道地域では、通勤や生活道路への影響を懸念する声もごございます。地域の生活との調和にも十分配慮いただくことを併せて要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宇多村史朗君） 以上で、3番、重田議員の質問を終わります。

○副議長（宇多村史朗君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宇多村史朗君） 異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時31分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月5日

防府市議会 議長 安村政治

防府市議会副議長 宇多村史朗

防府市議会 議員 藤村こずえ

防府市議会 議員 梅本洋平